

Ⅱ 重点施策の紹介

1 食料の安定供給の確保

(1) 食料安全保障の強化に向けた取組の推進

ア. 麦・大豆の生産拡大

産地と実需が連携して行う麦・大豆の国産化を推進するため、ブロックローテーションや営農技術・機械の導入等による生産性向上や増産を支援するとともに、安定供給に向けたストックセンターの整備や新たな流通モデルづくり、更なる利用拡大に向けた新商品開発等を支援します。

小麦・大豆の国産化の推進への支援

【国産小麦・大豆供給力強化総合対策】

- ①生産対策(麦・大豆生産技術向上事業)
水田・畑地を問わず、作付けの団地化、ブロックローテーション、営農技術の導入等を支援。
- ②流通対策
ア麦・大豆供給円滑化推進事業
国産麦・大豆を一定期間保管することで、安定供給を図る取組を支援。
イ新たな麦・大豆流通モデルづくり事業
麦・大豆の流通構造の転換に向けた新たな流通モデルづくりを支援。
- ③消費対策(麦・大豆利用拡大事業)
食品製造事業者等に対し、新商品開発やマッチング等を支援。

【産地生産基盤パワーアップ事業のうち国産シェア拡大対策(麦・大豆)】

増産に資する農業機械や乾燥調製施設の導入、不作時にも安定供給するためのストックセンターの整備、国産麦・大豆の利用拡大に向けた食品加工施設の整備等を支援。



麦・大豆の
国産化を一層推進

東海地域における取組

(有)サポートいび(岐阜県池田町)は、水稻・麦類・大豆(2年3作体系)、さつまいも等を作付けており、作付面積は麦類、大豆とも増加傾向。
さらなる生産拡大に向けて、水田麦・大豆産地生産性向上事業を活用し、ほ場の団地化、機械化等による麦類の作付面積の拡大、排水対策による大豆の単収の向上に取り組んでいる。

ほ場の 団地化

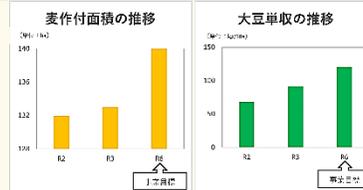
- ・人・農地プランに基づいた農地中間管理事業による農地の利用集積を推進。
・土壌や排水の条件、作業効率等に配慮しながら、認定農業者同士での農地の入れ替え。

麦類

- ・コンバインの追加や耕うん同時畝立播種技術等の導入による作業の効率化を進め作付面積を拡大。

大豆

- ・安定した収量を確保するため、弾丸暗渠を施工。



大麦の収穫作業

東海農政局の取組

東海農政局では東海地域の大豆の単収向上等生産課題解決に資する取り組みや産地で活用できる技術の紹介、実需者のニーズ等についての情報提供・関係者間の情報交換を行う場として、東海大豆現地検討会を実施している。

これまでの検討会詳細はこちら→
<https://www.maff.go.jp/tokai/seisan/shinko/daizu/genchi/index.html>



令和5年度東海大豆現地検討会の様子

＜担い手農家の経営の安定及び食料自給率・自給力の向上を図るため、経営所得安定対策の加入を推進しています。＞

- ・水田活用の直接支払交付金（水田で麦、大豆、飼料作物等を生産する農業者を支援）
- ・畑作物の直接支払交付金（諸外国との生産条件の格差から生じる不利を補正）
- ・米・畑作物収入減少影響緩和対策（農業者の抛出を前提とした農業経営のセーフティネット）

水田活用の直接支払交付金

【販売目的で対象作物を交付対象水田で生産(耕作)する販売農家又は集落営農が対象】

＜交付対象水田＞

- ・たん水設備(畦畔等)や用水路等を有しない農地は交付対象外。
- ・現場の課題を検証しつつ、5年間で一度も水張り(水稻作付)が行われない農地は、令和9年度以降は交付対象水田としない方針としています。

戦略作物助成 水田を活用して、麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米を生産する農業者を支援します。

対象作物※1	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a※1
WCS用稲	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a※2

※1: 多年生牧草について、当年産において播種を行わず収穫のみを行う年は、1.0万円/10aで支援。

※2: 飼料用米の一般品種について、令和6年度については標準価格7.5万円/10a(5.5～9.5万円/10a)。今後、標準単価を段階的に引き下げ、令和8年度において標準単価6.5万円/10a(5.5～7.5万円/10a)とする。

産地交付金

地域の作物振興の設計図となる「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色を活かした魅力的な産地づくりに向けた取組を支援します。

畑地化促進助成 ※令和5年度補正予算「畑地化促進事業」と併せて実施

- 畑地化支援
ア 高収益作物(14.0万円/10a) イ 畑作物(高収益作物以外)※3(14.0万円/10a)
- 定着促進支援(①とセット)
ア 高収益作物(2.0万円(3.0万円※4)/10a×5年間)
イ 畑作物(高収益作物以外)※3(2.0万円/10a×5年間)
- 産地づくり体制構築等支援
- 子実用とうもろこし支援※5(1.0万円/10a)

※3: 対象作物は、麦、大豆、飼料作物(牧草等)、子実用とうもろこし、そば等。

※4: 加工・業務用野菜等の場合。

※5: 「水田農業高収益化推進計画」に位置づけられた産地の取組が対象。

畑作物産地形成促進事業 コメ新市場開拓等促進事業

産地と実需者との連携の下、新市場開拓用米等の低コスト生産等の取組を行う農業者を支援します。

都道府県連携型助成

県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、農業者ごとの前年度からの転換拡大面積に応じて、県の支援単価と同額(上限:0.5万円/10a)で国が追加的に支援します。

畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

【田・畑共通】

【認定農業者、集落営農、認定新規就農者が対象】

数量払

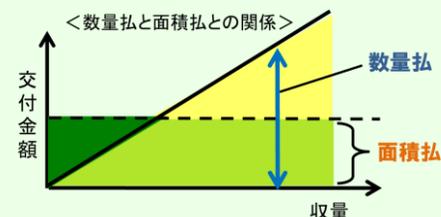
生産量と品質に応じて交付

面積払

当年産の作付面積に応じて、数量払の先払いとして交付

対象作物	平均交付単価	
	課税事業者向け	免税事業者向け
小麦(円/60kg)	5,930	6,340
二条大麦(円/50kg)	5,810	6,160
六条大麦(円/50kg)	4,850	5,150
はだか麦(円/60kg)	8,630	9,160
大豆(円/60kg)	9,430	9,840
そば(円/45kg)	16,720	17,550
なたね(円/60kg)	7,710	8,130

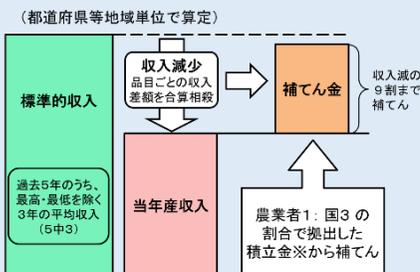
2.0万円/10a（そばは1.3万円/10a）



※令和5年産～7年産の平均交付単価

米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

【認定農業者、集落営農、認定新規就農者が対象】



※積立金は掛け捨てではありません

ナラシ対策の補てん対象

主食用米として、農業者が事前にJA等の集出荷業者と出荷契約をした米穀、卸・小売・消費者等に直接販売する米穀が対象となります。

米穀を生産する予定の農業者は、加入申請時(生産年の6月30日(令和6年は7月1日)まで)に「出荷・販売契約数量等報告書」の提出が必要です。

積立金の納付期限は、8月末までです。

なお、麦、大豆は、従来と同様にゲタ対策(数量払)の交付対象数量となったものが対象です。

農産物検査によらない方法により、数量確認した場合も交付対象です。

イ. 肥料・飼料等の国内資源の活用推進

肥料の国産化に向けて、畜産業由来の堆肥や下水汚泥資源などの国内肥料資源の肥料利用を推進するため、畜産、下水事業者、肥料製造業者、耕種農家等の連携や施設整備等を支援します。

国内肥料資源利用拡大対策事業の概要

- 1 原料供給事業者の肥料原料供給施設等の整備
- 2 肥料製造業者の肥料製造施設等の整備
- 3 耕種農家の流通保管施設等の整備

国内資源利用に向けた連携体制の構築



このほか、肥料の散布等に必要な機械、栽培実証や土壌分析、肥料等の成分分析などを行うことができます。

国内肥料資源の利用拡大に向けたマッチングサイト

関連事業者のニーズなどに関する情報を互いに閲覧できるマッチングサイトを農林水産省Webサイトに開設しましたので、ぜひご利用ください。

https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/si_zai/s_hiryo/kokunais_higen/matching.html



東海地域における取組

知多地域を中心とした飼料生産者との連携による資源循環型酪農経営の取組

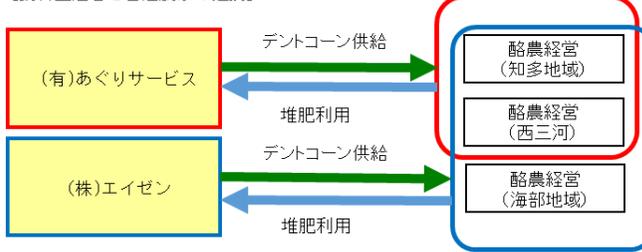
- 飼料生産者と畜産農家が連携し、飼料用作物が栽培される水田や畑で牛ふん堆肥を使用する資源循環型酪農経営が行われている。
- (有)あぐりサービスは、主食用米や麦、大豆の生産を主にしていたが、畜産業が盛んな知多地域のニーズに応じて飼料用米、稲WCS、デントコーンサイレージの生産を開始し、現在は飼料用作物が経営面積の多くを占める。
- (株)エイゼンは、産業廃棄物・一般廃棄物の処理等を事業とする会社だが、約15年前に遊休農地でのデントコーンの栽培を始めた、愛知県内でのデントコーンサイレージ生産の先駆け。
- 2社はお互いの飼料出荷量の不足分について、酪農家が必要とする飼料を供給できるよう調整。
- 2社のデントコーンサイレージの品質は安定していることから、酪農家から高評価を得ており、ニーズの高いデントコーンの栽培面積を今後さらに拡大する予定である。

【令和5年度の飼料作物の種類、収穫面積】

- (有)あぐりサービス
 - サイレージ用とうもろこし(2期作) : 23ha
 - 飼料用米 : 32ha
 - WCS用稲 : 77ha
 - 牧草 : 1ha
 - 稲わら収集 : 31ha
- (株)エイゼン
 - サイレージ用とうもろこし(2期作) : 85ha
 - 牧草 : 10ha



【飼料生産者と畜産農家の連携】



(2)輸出5兆円目標達成に向けた農林水産物の輸出の一層の拡大

農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略

- 国内の農林水産物・食品の関係事業者が輸出に取り組み、日本の農林水産物・食品の輸出額は2023年に約1.5兆円になりました。
- 2025年までに2兆円、2030年までに5兆円という農林水産物・食品の輸出額目標額の達成に向け、下記の取組を行っています。

1: 輸出重点品目(29品目)と輸出目標の設定

・海外で評価される日本の強みを有し、輸出拡大余地が大きく、関係者が一体となった輸出促進活動が効果的な29品目を輸出重点品目に選定

①牛肉、②豚肉、③鶏肉、④鶏卵、⑤牛乳・乳製品、⑥りんご、⑦ぶどう、⑧もも、⑨かんきつ、⑩かき・かき加工品、⑪野菜(いちご)、⑫野菜(かんしょ等)、⑬切り花、⑭茶、⑮コメ・パックご飯・米粉及び米粉製品、⑯製材、⑰合板、⑱ぶり、⑲たい、⑳ホタテ貝、㉑真珠、㉒錦鯉、㉓清涼飲料水、㉔菓子、㉕ソース混合調味料、㉖味噌・醤油、㉗清酒(日本酒)、㉘ウイスキー、㉙本格焼酎・泡盛

・輸出重点品目毎に、輸出に向けたターゲット国・地域を特定し、ターゲット国・地域毎の輸出目標を設定。目標達成に向けた課題と対応を明確化 等

2: JETRO・JFOODOと品目団体の連携

- ・品目団体の国・地域別戦略及び事業計画に基づき、海外見本市への出展や海外商談会の開催、国内商談会や産地へのバイヤー招へいなど、品目団体等が主体となった販路開拓への支援を強化
- ・輸出支援プラットフォームでは、現地で食品産業等に通じた人材をローカルスタッフとして速やかに雇用・確保し、輸出先国・地域において輸出事業者を包括的・専門的・継続的に支援

○ 輸出支援プラットフォームの立ち上げ状況



設け国・地域	事業開始都市
米国	ロサンゼルス
	ニューヨーク
タイ	バンコク
シンガポール	シンガポール
EU	パリ
ベトナム	ホーチミン
韓国	韓国
中国	北京
	上海
	広州
台湾	台北
UAE	ドバイ(候補)
マレーシア	クアラルンプール(候補)

3: 金融・税制による幅広い支援

- 農林水産物・食品輸出基盤強化資金
 - ・輸出促進を目的とした独立の資金、長期運転資金や海外子会社への転貸も可能にし、対象を拡大するほか、多様なニーズに対応、償還期限は25年以内に拡充
- 税制上の特例の創設
 - ・所得税・法人税の5年間の割増償却措置を講じ、設備投資後のキャッシュフローを改善することで、事業者の輸出拡大を後押し(割増償却の場合 機械装置:30%、建物等:35%)

4: 補助・委託事業の例

○ 大規模輸出産地モデル形成等支援事業(GFPフラッグシップ事業)

・輸出産地の育成を通じて国内生産基盤の強化を図るため、地域の関係者で組織する輸出推進体制の下、海外の規制・ニーズに対応した生産・流通体系への転換を通じた、生産から流通・販売まで一気通貫した輸出サプライチェーンを構築する輸出産地のモデル形成等を総合的に支援

○ GFPコミュニティ構築支援加速化対策

・人づくりによる輸出のすそ野の拡大や輸出事業者へのきめ細やかな支援を、地方のサポート体制を強化しつつ行い、更なる輸出拡大に向けた取組等を推進

○ 加工食品クラスター輸出緊急対策事業

・食品製造事業者等が連携して行う海外でのマーケティング、展示会等におけるプロモーション、輸出人材育成、輸出先国の規制等に対応した商品開発に必要な機械の導入等の取組を支援

○ 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業

・食品製造事業者等が行う輸出先国等の規制・条件(食品衛生、ハラール・コーシャ等)に対応した施設の新設及び改修、機器の整備を支援

○ 輸出先国規制対応支援事業

・輸出の障壁となっている国際認証の取得、査察や合同輸出検査等のための輸出先国検査官の招へい、輸出先国の求める条件に適合した検査やラベル切替等に係る事業者の取組を支援

東海農政局の取組

○東海農政局輸出産地支援対策本部の設置

- ・2030年(令和12年)の輸出額目標5兆円の達成に向け、東海農政局輸出産地支援対策本部を設置
- ・輸出事業計画の目標達成に向けた支援や新たな産地の掘り起こしを実施

○愛知銀行及び中京銀行との連携に関する協定の締結

- ・令和5年1月に締結した連携協定に基づき、愛知銀行及び中京銀行と連携し、令和5年2月に「ニッポンの美味しいを世界へ。日本『食』輸出セミナー&個別相談会」を、令和5年7月に「今こそMade in Japanを世界へ輸出セミナー&個別相談会」を共催

○百五銀行との連携強化

- ・百五銀行主催の輸出を目指す事業者向けセミナー等を共催・後援
- ・百五銀行主催のMie Sushi Dayイベント(令和6年3月:駐日大使館・領事館職員、海外政府機関を中心とする在日外国人及びバイヤーを対象とした三重県産食品の紹介イベント(局長出席))を後援

○東海GFP(農林水産物・食品輸出プロジェクト)の取組

- ・東海3県の行政機関、輸出支援の専門機関、JAグループ、商工会連合会等、地域の商社・金融機関、輸出関係団体から構成される輸出支援体制を構築
- ・GFP訪問診断、専門家派遣の実施による輸出スタートアップの掘り起こしを実施
- ・GFP初心者向けセミナー及び商談会の開催

○東海食品輸出コンソーシアムの取組支援

- ・「東海食品輸出コンソーシアム(※)」において、金融機関、県、JETRO等が連携して支援機関を構築し、東海農政局がオブザーバーとして、シンガポール事業(インフルエンサーを活用したイベント、レストランとのタイアップイベント、量販店での販売等)、アメリカ事業(ハワイ、カリフォルニアの店舗での販売)等を支援

※ 食品事業者等で組織する岐阜県食品輸出研究会、愛知県食品輸出研究会、三重三八会、三重県農林水産物・食品輸出促進協議会と地域商社の名鉄協商株式会社(事務局)を構成員に令和5年3月に設立した加工食品クラスター組織

○GFPフラッグシップ輸出産地形成プロジェクト

- ・岐阜県農林水産物輸出促進協議会による柿の大ロット化、集荷方法の転換、販路拡大の取組を支援

○関係機関との連携

- ・輸出関係予算について各県担当者や管内事業者を対象とした説明会を実施
- ・東海管内の地域商社等と連携した農林水産物・食品輸出促進に関する連絡会議を月1回開催
- ・名古屋税関との共催セミナーを定期的に開催、中小機構やJETRO主催のセミナー、商談会を後援
- ・隔月で各県との担当者会議を開催し、国及び県の補助事業をはじめとする支援措置や事業の実施状況等について情報共有・意見交換を実施

○各県食品輸出研究会との連携

- ・東海管内の食を世界に広めるために、愛知県食品輸出研究会、岐阜県食品輸出研究会、三重三八会と連携
- ・定例会では、会員同士の輸出の課題解決に向けた勉強会が行われるほか、東海農政局をはじめとする行政機関等から各種支援策などを紹介

○積極的な情報提供

- ・報道機関へのプレスリリース等による積極的な情報発信
- ・補助事業の公募、セミナー、商談会等の開催などの情報を、年間を通じてメール等により発信
- ・第2回東海農政局輸出に取り組む優良事業者表彰を実施し、(株)平松食品及び名鉄協商(株)を東海農政局長賞として選定。
- ・輸出に取り組む事業者の取組動画を作成し、東海農政局Webサイトで紹介



○事業者向けリーフレット

- ・これから輸出をはじめめる事業者、輸出拡大を検討している事業者向けにリーフレットを作成
- ・リーフレットでは、輸出に取り組むステップにあわせて、マーケティングや商流構築、物流改善について解説

(3) みどりの食料システム戦略の推進 ～ 生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現 ～

持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工、流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進

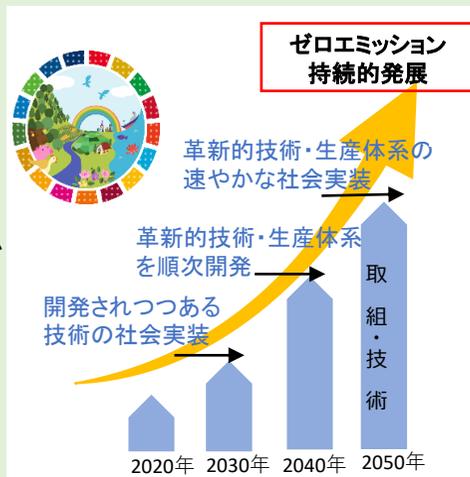
目指す姿と取組方向

2050年までに目指す姿

- 農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現
- 化学農薬の使用量（リスク換算）を50%低減
- 輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減
- 耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%(100万ha)に拡大など

戦略的な取組方向

2040年までに革新的な技術・生産体系を順次開発（技術開発目標）
 2050年までに革新的な技術・生産体系の開発を踏まえ、
 今後、「政策手法のグリーン化」を推進し、その社会実装を実現（社会実装目標）など



東海農政局では、「みどりの広場」をWebサイトに公開し、みどりの食料システム戦略に関連する管内の取組内容、みどりの食料システム法※などの情報をまとめています。



◀ みどりの広場 Webサイト
 🔍 東海農政局

環境負荷低減に向けた取組を推進するため、「みどりの食料システム法」が令和4年7月1日に施行 認定制度



予算・税制・融資で促進

R5年度補正予算、R6年度予算
 みどり投資促進税制

日本政策金融公庫等
 による資金繰り支援

環境負荷低減のクロスコンプライアンス

農林水産省の全ての補助事業等において、チェックシート方式により、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を要件化。（R6～8年度 試行実施）



最低限行うべき環境負荷低減の取組



※ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律

東海地域における取組

1. 栽培暦の点検・見直し

JAにしみの水田農業グリーンな栽培体系研究会 (岐阜県大垣市他)

- 水稲、小麦、大豆の2年3作体系で水田経営が行われる本地域は、長年の田畑転換に伴う地力の低下が大豆の収量低下を引き起こす要因となっていると考えられます。
- また、近年の肥料高騰や異常気象等の影響で、小麦、大豆では収量の低下や生産費の増加が課題となっています。今後も持続可能な農業経営を行うためには、小麦、大豆の肥培管理を見直し、実需者に評価される収量と品質を確保した上で、環境負荷低減に資する生産体系へ切り替えることが求められています。

取組内容

- 小麦では、基肥で使用するプラスチックコーティング肥料を加水分解性肥料に置き換えることで収量や品質に与える影響を調査し、プラスチック資材からの転換について検証。
- 大豆では、堆肥入り資材や鶏糞・牛糞など家畜由来の堆肥による地力向上と収量の関係性を調査し、化学肥料の削減効果について検証。
- 管内全域で土壌診断を実施し、診断結果に基づいた肥料や土壌改良資材の投入を行うことが、資材コストや作業時間の削減に与える効果について検証。
- 検証結果を基に栽培暦の見直しの実施。

① 土壌診断に基づく施肥



土壌診断結果

② 土壌改良・堆肥資材等の導入



③ 代替資材(加水分解性肥料等)の導入



2. 有機農業の取組の拡大

白川町有機の里づくり協議会(岐阜県白川町)

- 白川町では、NPO法人ゆうきハートネットが中心となって従来から有機農業が盛んで、学校給食への食材供給やオーガニックファーマーズ朝市村等の販売先は確立しているが、更なる産地の発展に向け、個々で行っている生産物の配送の効率化や加工品の開発、慣行農業者との連携、地域の未利用資材の循環等が求められています。
- このため、関係者からなる協議会を設置し、有機農産物の生産から流通・加工までを一貫して行える仕組みづくりを検討し、有機農業の取組の拡大を進めています。

取組内容

○生産:

- ・町内の未利用有機質資材を活用した堆肥の生産体制の整備。
- ・有機農業の新規就農者の育成。
- ・慣行農業者(営農組織)との地域の有機農業のあり方について意見交換の実施。

○加工・流通:

- ・給食センターや販売業者等への集荷・配送等の流通システム構築。
- ・有機農産物を活用した加工品の開発。

○消費:

- ・ブランド構築のためのキャッチコピーやロゴマークの作成及びその活用。
- ・小学校での食育授業や一般消費者等を対象とした有機農業イベントの開催。



【NPO法人ゆうきハートネット】



【未利用有機質資材の活用】



【農業研修交流施設】

①研修会・セミナーの開催

スマート農業推進フォーラム2023in東海
～スマート農業ではばたくみどりの食料システム戦略～

12月5日(火)
開場11時
場所：名古屋国際センター
フォーラム：別棟ホール
展示：4階展示室1～3

みどりの食料システム戦略の実践・普及に向けた勉強会

環境にやさしい・省力化
**グリーンな栽培体系の
取組拡大に向けて**

参加費 無料

参加者 募集

■日時：10/4(水) 13:30～14:30
■開催方法：Webex Meetingsによるオンライン開催(定員200名)
■対象者：農業者、農業関係団体、県、市町村等
■参加費：無料

技術的な面から「みどりの食料システム戦略」への理解を深めるための研修会を開催

みどりの食料システム戦略の実践・普及に向けたセミナー

～食生活改善者から学ぶ～

**有機農業の取組拡大に向けた
販路確保について**

日時：2024年 **2月16日(金曜日)** 13:30～15:15

対象者：農業者、農業関係団体、県、市町村等

参加方法：「Webex Meetings」によるオンライン開催(定員200名)

参加費 無料

取組紹介・説明者
テーマ「有機農産物の調達方法、取扱基準等について」

生活協同組合連合会アイチョイス 株式会社 旬家産

商品部係長 神谷 清光 氏 商品部長 後藤 勝彦 氏

有機農業の取組拡大に向けた販路確保についてのセミナーを開催

有機農業の取組拡大に向けた販路確保についてのセミナーを開催

②ホームページでの情報提供

東海農政局

特設サイト「みどりの広場」を開設

みどりの戦略 学生チャレンジ

～「みどりの食料システム」の確立を目指して～

第1回みどり戦略学生チャレンジや、環境負荷低減の取組の「見える化」、みどりの食料システム法などについて情報提供

詳細はこちら

③みどりtokai2023によるPR活動



大学イベントにおいて、学生や消費者へ向け、クイズなどを通じた分かりやすいPRを実施



生活協同組合コープあいち・コープ日進店と連携して「みどりの食料システム戦略」をPR

「みどりtokai2023」：「みどりの食料システム戦略」を広めるため、東海農政局の若手職員で構成したチーム SNSや各種イベントにて、生産者や消費者向けに情報発信する活動を展開中

④有機農産物等の取扱事業者の店舗情報を紹介

東海農政局管内で有機農産物等を取扱う小売店、外食店等の店舗情報をマップ化して掲載

有機農産物・環境にやさしい農産物を取扱っているお店

愛知県 豊川市

イオン 豊川店
住所：豊川市東通2-21
電話：0533-49-4121
取扱店舗(2店)

イオンスタイル新豊川
住所：豊川市南町東1-16
電話：0533-49-2577
取扱店舗(2店)

豊川市 グリーンセンター豊川
住所：豊川市馬場町上段600
電話：0533-56-7960
取扱店舗(1店)

あいち生協豊川センター
住所：豊川市本郷分庫一丁目36
電話：0520-92-1252
取扱店舗(1店)

マップをクリックで店舗情報へ

(4)スマート農業の推進

農業者の減少下においても生産水準を維持できる生産性の高い食料供給体制を確立するため、スマート農業技術の活用とそれに適合するための生産・流通・販売方式の変革や農業支援サービス事業体の育成・確保等の推進、省力化に対応した生産基盤の整備を推進します。

スマート農業の技術開発支援、スマート農業機械導入支援の概要

スマート農業技術の開発・改良

労働力の削減・代替等に資するスマート農業技術の開発・改良等を推進。

農業支援サービス事業体の育成・確保

- ・農業支援サービス事業体ビジネス確立支援
サービス事業体の新規育成及び拡大の取組を支援。
- ・農業支援サービス事業緊急拡大支援対策
農業支援サービスの提供に必要なスマート農業機械等の導入を支援。

スマート農業機械の導入支援

- ・農地利用効率化等支援交付金、担い手確保・経営強化支援事業
地域が目指す農地利用の姿の実現に向けて、経営改善に取り組む場合、必要なスマート農業機械等の導入を支援。

スマート農業技術導入に合わせた栽培体系の見直し支援

- ・グリーンな栽培体系への転換サポート
環境にやさしい技術と省力化技術を取り入れた、グリーンな栽培体系への転換にむけた検証と、それに必要なスマート農業機械の導入支援。
スマート農業技術に対応するための生産方式の変革を支援。

農業農村の情報通信環境の整備

- ・農山漁村振興交付金のうち情報通信環境整備対策
農業農村インフラの管理の省力化・高度化やスマート農業の実装を図るため情報通信環境の整備を支援。

スマート農業を振興する新たな法的枠組みの創設

「農業の生産性向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律」案を第216回通常国会に提出し、農業者の減少下においても生産性の高い食料供給体制の確立を目指す。

東海地域における取組

株式会社つじ農園(三重県津市)

- ・作付品目:水稲、麦
- ・ドローンシェアリングによる導入コストの低減
- ・ドローンセンシングにより施肥等情報のほ場マップの作成と活用
- ・実証結果の他地域への普及

- (株)つじ農園を中心に、スマート農業実証プロジェクト等を活用しドローンを活用したシェアリング体系の実証を実施。
- 生産者とオペレーターをWebGISによりデータ連携し、効率的なシェアリングを実現し、ドローンの導入コストを低減。
- リモートセンシングドローンによる解析を元に施肥マップを作成し、追肥の要否を判断し、散布用ドローンでの追肥を実施。水稲、麦とも収量が増加。
- ドローンシェアリングによる機動性の高い適期防除により、カメムシの被害軽減され、着色米比率が低減。
- ドローンと合わせ、ラジコン除草機も導入し省力化を図ることで、有機栽培面積の拡大に取り組む。
- スマート農業実証プロジェクトの実績を用いて、他地域にシェアリングのシステムを普及。



(5) 食品産業の振興

- 食品企業を訪問し、食品企業の課題・要望の解決に向けた取組を行うとともに、食品関連事業者の食品廃棄物の飼料化、肥料化、エネルギー化等の食品リサイクルを推進しています。
- 地域食品産業連携プロジェクト（LFP）による地域の農林漁業者や食品事業者等のネットワーク構築の支援を行っています。

地域食品産業連携プロジェクト(LFP)

地域食品産業連携プロジェクト（LFP）とは、地域の食品産業を中心とした多様な関係者が参画するプラットフォームを形成し、地域の農林水産物を活用したビジネスを継続的に創出する取組です。



食品リサイクル

食品廃棄物等の発生抑制を優先的に取り組んだ上で、飼料化、肥料化、きのこ菌床への活用、メタン化によるエネルギー利用等再生利用（食品リサイクル）を推進します。

業種	食品廃棄物の種類	分別のレベル	リサイクル手法
食品製造	<ul style="list-style-type: none"> ●大豆粕・米ぬか ●パン・菓子屑 ●おから等 ●製造残さ（工場） ●返品・過剰生産分 	容易	飼料化
食品卸・小売	<ul style="list-style-type: none"> ●調理残さ（店舗） ●売れ残り（加工食品） ● // （弁当等） 		肥料化（堆肥化）
外食	<ul style="list-style-type: none"> ●調理屑（店舗） ●食べ残し（店舗） 		メタン化
家庭	<ul style="list-style-type: none"> ●調理屑 ●食べ残し 	困難	

※ 食品廃棄物の種類によっては、リサイクルに不向きなものもある

東海地域における取組

地域食品産業連携プロジェクト（LFP） 取組事例（三重県）

ビジネスの概要： 県産農林水産物を活用したプラントベース商品の
そばの実のおかゆを開発
実施事業者： 株式会社ディーグリーン
連携事業者： みえフードイノベーション・ネットワーク会員
（県産農林水産物の生産者、食品製造及び販売
（輸出等）に係る事業者）



食品産業振興チームの 戦略的な食品産業振興の取組

令和4年2月に、経営・事業支援部
食品関連課及び各県拠点の担当部署か
らなる食品産業振興チームを設置。
食品企業等との意見交換や各種施策
の紹介を行うとともに、要望や課題の
解決に向けて取り組んでいる。



豊和食品(株)との意見交換

令和6年2月末現在
食品企業94事業者、GFP訪問診断105事業者と意見交換等を実施。

食品リサイクルの取組事例

株式会社 ビオクラシックス半田（愛知県半田市）

半田市バイオマス産業都市構想のプロジェクトとして、地
域で発生する食品廃棄物などを利用したメタン発酵によるバ
イオガス発電や発電の際に発生する排熱、排ガス（CO₂）及
び消化液の活用に取り組み、化石燃料に頼らず、地域のバイ
オマス資源を利用した循環型社会の形成を目指している。



写真左：
施設外観正面



写真下：
発電施設等外観全景

- 食品ロス量を2000年度比(980万トン)で2030年度までに半減(489万トン)させることを目標に、商慣習の見直しや消費者啓発活動の呼びかけ、季節商品(恵方巻等)の需要に見合った販売の促進、フードバンク活動の推進、フードドライブ等の取組を実施します。

日本の食品ロスの現状 (令和3年度)



国民1人当たり食品ロス量

1日 約114g

※ 茶碗約1杯(約150g)のご飯の量に近い量

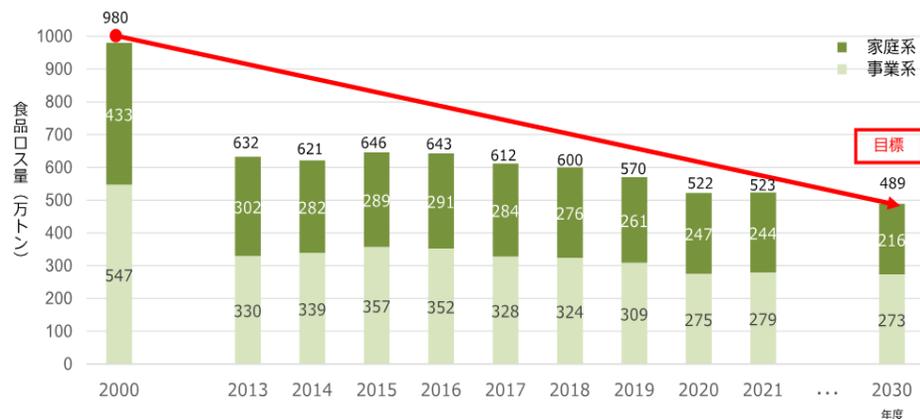
年間 約42kg

※ 年間1人当たりの米の消費量(約51kg)に近い量



資料：総務省人口推計(2021年10月1日)
令和2年度食料需給表(確定値)

食品ロス量の推移と削減目標



年度	2000	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021 (I/2000)	2030 (I/2000)
家庭系	433	302	282	289	291	284	276	261	247	244 (▲56%)	216 (▲50%)
事業系	547	330	339	357	352	328	324	309	275	279 (▲51%)	273 (▲50%)
合計	980	632	621	646	643	612	600	570	522	523 (▲53%)	489 (▲50%)

(農林水産省及び環境省 推計)

※端数処理により合計と内訳の計が一致しないことがあります。

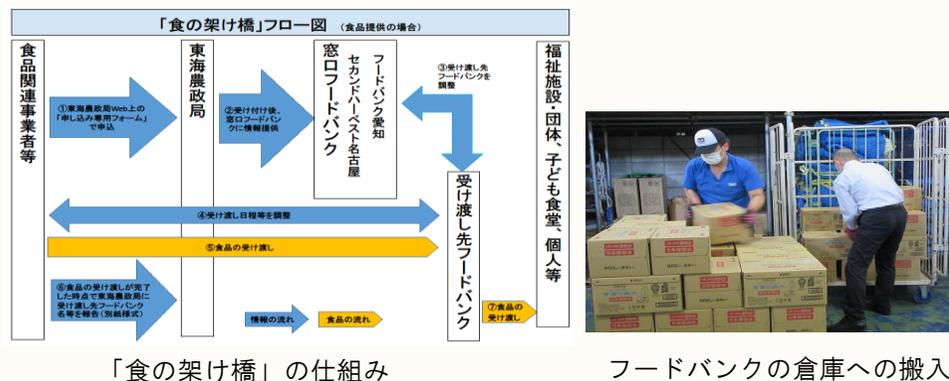
資料：消費者庁「食品ロス削減関係参考資料」

東海農政局の取組

○「食の架け橋」の創設

令和4年3月に東海農政局Webサイト上にフードバンク活動団体と食品関連事業者等*とのマッチングを行う「食の架け橋」を創設
 社会貢献活動やSDGs活動の一環でフードバンクに食品の提供等の支援を検討している食品関連事業者等に活用を呼びかけ
 この仕組みを活用し、(株)ジェイアール東海高島屋(愛知県名古屋市)は、災害備蓄食品の更新時にフードバンクに寄贈

*食品関連事業者等とは、食品製造業者、食品卸売業者、食品小売業者、外食業者(ホテル、旅館等を含む)、農林漁業者、物流事業者、金融機関等



○「官庁街フードドライブ」の実施

令和6年2月名古屋市、愛知県、環境省中部地方環境事務所と連携し、名古屋市中区三の丸官庁街の行政機関に呼びかけ「官庁街フードドライブ*」を開催

提供のあった食品482点をフードバンクへ寄贈



*フードドライブとは、家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付する活動



東海農政局会場の様子



東海農政局会場で集められた食品

○フードバンク・こども食堂等への支援に係る関係機関との連携

行政機関の連携を図りフードバンク・こども食堂等活動支援の一層の促進を図るため、管内各県、名古屋市、中部地方環境事務所、東海農政局を参集範囲とする「フードバンク・こども食堂等活動支援対策連絡会議」を令和6年1月に開催

各行政機関のフードバンクやこども食堂等に関する施策について、情報共有を行うとともに意見交換を実施
 また、フードバンク、こども食堂を訪問し取組状況の把握、意見交換を実施



フードバンクでの意見交換等

(6) 食育推進の取組

- 食育とは、様々な経験を通じて、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。
- 第4次食育推進基本計画（令和3年度から概ね5年間）に基づき、3つの重点事項（生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進、持続可能な食を支える食育の推進、「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進）を掲げ、様々な数値目標を設定し、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。

【目標の例】

- ・ 目標⑦「学校給食における地場産物を使用する割合を現状値から維持・向上した都道府県の割合」（地場産物等の活用の推進）
- ・ 目標⑫「1日当たりの野菜摂取量の平均値」（東海管内では野菜の摂取量は全国的に見ても低い）
- ・ 目標⑮⑯「産地や生産者、環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす」（持続可能な食料システムの構築につながる）

第4次食育推進基本計画における食育の推進に当たっての目標値

目標	第4次基本計画作成時の値 (令和2(2020)年度)	現状値 (令和4(2022)年度)	目標値 (令和7(2025)年度)
1 食育に関心を持っている国民を増やす			
① 食育に関心を持っている国民の割合	83.2%	78.9%	90%以上
2 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数を増やす			
② 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数	週9.6回	週9.6回	週11回以上
3 地域等で共食したいと思う人が共食する割合を増やす			
③ 地域等で共食したいと思う人が共食する割合	70.7%	57.8%	75%以上
4 朝食を欠食する国民を減らす			
④ 朝食を欠食する子供の割合	4.6% (令和元(2019)年度)	5.6%	0%
⑤ 朝食を欠食する若い世代の割合	21.5%	26.7%	15%以下
5 学校給食における地場産物を活用した取組を増やす			
⑥ 栄養教諭による地場産物に係る食に関する指導の平均取組回数	月9.1回 (令和元(2019)年度)	月10.5回	月12回以上
⑦ 学校給食における地場産物を使用する割合(金額ベース)を現状値(令和元年度)から維持・向上した都道府県の割合	—	76.6%	90%以上
⑧ 学校給食における国産食材を使用する割合(金額ベース)を現状値(令和元年度)から維持・向上した都道府県の割合	—	78.7%	90%以上
6 栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす			
⑨ 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている国民の割合	36.4%	40.6%	50%以上
⑩ 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代の割合	27.4%	28.4%	40%以上
⑪ 1日当たりの食塩摂取量の平均値	10.1g (令和元(2019)年度)	10.1g (令和元(2019)年度)	8g以下
⑫ 1日当たりの野菜摂取量の平均値	280.5g (令和元(2019)年度)	280.5g (令和元(2019)年度)	350g以上
⑬ 1日当たりの果物摂取量100g未満の者の割合	61.6% (令和元(2019)年度)	61.6% (令和元(2019)年度)	30%以下
7 生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民を増やす			
⑭ 生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民の割合	64.3%	66.5%	75%以上

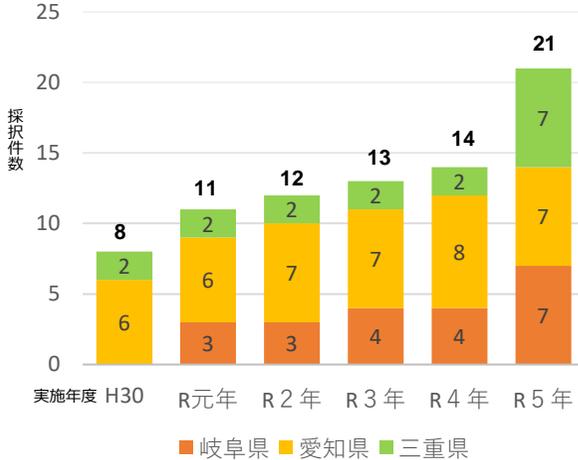
目標	第4次基本計画作成時の値 (令和2(2020)年度)	現状値 (令和4(2022)年度)	目標値 (令和7(2025)年度)
8 ゆっくりよく噛んで食べる国民を増やす			
⑮ ゆっくりよく噛んで食べる国民の割合	47.3%	46.8%	55%以上
9 食育の推進に関わるボランティアの数を増やす			
⑯ 食育の推進に関わるボランティア団体等において活動している国民の数	36.2万人 (令和元(2019)年度)	33.1万人 (令和3(2021)年度)	37万人以上
10 農林漁業体験を経験した国民を増やす			
⑰ 農林漁業体験を経験した国民(世帯)の割合	65.7%	62.4%	70%以上
11 産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす			
⑱ 産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民の割合	73.5%	69.8%	80%以上
12 環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす			
⑲ 環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民の割合	67.1%	61.7%	75%以上
13 食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす			
⑳ 食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合	76.5% (令和元(2019)年度)	76.9%	80%以上
14 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす			
㉑ 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合	50.4%	44.0%	55%以上
㉒ 郷土料理や伝統料理を月1回以上食べている人の割合	44.6%	63.1%	50%以上
15 食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民を増やす			
㉓ 食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民の割合	75.2%	77.5%	80%以上
16 推進計画を作成・実施している市町村を増やす			
㉔ 推進計画を作成・実施している市町村の割合	87.5% (令和元(2019)年度)	90.5%	100%

出典：農林水産省HP「我が国の食生活の現状と食育の推進について（令和6年1月）」

消費・安全対策交付金（地域での食育の推進事業）による支援

食育推進基本計画に掲げられる目標のうち、食文化の継承や農林漁業体験機会の提供等、食や農林漁業への理解を深めるために、地域で取り組む食育活動を支援。都道府県を通じた申請・交付。（対象経費の1/2以内の額を交付）

地域での食育の推進事業の活用状況



【交付金を活用した取組事例（令和4年度）】

●本巣市（岐阜県）

事業メニュー⑤

種まきから収穫まで！園児が取り組む農業体験

幼少期から「食と農」に関心を持ってもらう世代を増やすことを目的に、女性を中心とした農業委員が市内幼稚園に訪問し、種まきから収穫までの年間を通じた農業体験を実施。

農業体験、農業委員や給食センター職員による食育指導等を通じて、正しい食習慣などを啓発。



トウモロコシ種まき

●愛知県

事業メニュー②④

漬物であいちの野菜を食べよう！

愛知県の漬物産業は、豊富な野菜産地を背景に江戸時代から発展し、漬物出荷額が全国第5位（2020年）と漬物生産が盛ん。

愛知県産の野菜を用いた漬物の魅力を知ってもらうことで、漬物を通じた地元産野菜の消費拡大を目指すとともに、漬物という日本の食文化を継承。



作成したリーフレット

●玉城町（三重県）

事業メニュー①③④⑤

玉城町における食育推進事業

令和4年3月に「健康たまき21（健康増進計画・第3次食育推進計画）」を策定し、住民一人ひとりが、食に対する正しい知識と判断力を持ち、適切な食生活を生涯にわたって自ら実践できる力を身につける「食を通じた健康で豊かな暮らしができるまちづくり」をめざす。

三重大学と連携し、玉城町の食文化の保護・継承を目的として、玉城町食生活改善推進委員会を中心とした郷土料理・家庭料理レシピを作成するとともに、町民を対象とした親子郷土料理教室を開催。



親子郷土料理教室

事業メニュー
①食育推進検討会の開催
②課題解決に向けたシンポジウム等の開催
③食育推進リーダーの育成及び活動の促進
④食文化の保護・継承のための取組支援
⑤農林漁業体験の機会の提供
⑥和食給食の普及
⑦学校給食における地場産物活用の促進
⑧共食の場における食育活動
⑨環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上の取組
⑩食品ロスの削減に向けた取組

(1) 「学校給食セミナー×交流会」の開催

学校給食における地場農産物・有機農産物等の活用の推進についてアドバイザーを招き、令和5年度において3回にわたり先進事例を紹介するセミナーと、参加者同士や講師・アドバイザーとの情報交換及び課題共有等の場として交流会を開催。

【第1回】令和5年4月21日(金)

静岡県袋井市 教育委員会 おいしい給食課 石塚浩司氏・袋井市 生産者 土屋克己氏
 (教育委員会職員が地産地消コーディネーターとなり給食の地場農産物の活用率50%超)
 千葉県いすみ市 農林課 主査 鮫田晋氏 (農林課職員を中心に市が主導し有機米給食100%達成)

【第2回】令和5年7月11日(火)

愛知県東郷町 町長 井俣憲治氏・同町給食センター所長 中嶋章人氏
 (町主導により有機給食を実現(トップダウン型))

【第3回】令和5年11月17日(金)

岐阜県加茂郡白川町 千空農園 代表 長谷川泰幸氏・白川町役場 農林課 西野仙幸氏
 (有機農家を起点にて有機給食を実現(ボトムアップ型))



交流会の様子(第1回より)



第3回講師
(長谷川氏・西野氏)



セミナーのアーカイブ動画はこちらから ⇒

(2) 動画「東海食育さんぽ」の配信

東海農政局では、「新たな日常」やデジタル化に対応した食育を進めるため、食育に関するテーマについて、東海地域で食育活動を行っている方々からお話をお聞きし、「東海食育さんぽ」を作成し、YouTubeの農林水産省公式チャンネル(maffchannel)で配信。

第5回『アスリート大学生のリアルな食生活!』

東海学院大学(岐阜県各務原市)の管理栄養士の先生と男女ホッケー部員



食の座談会で、あっと驚くアスリート学生の食生活等を紹介します。

第6回『災害時の食を考える!』

JA愛知厚生連 足助病院(愛知県豊田市) 病院祭



災害時に役立つバッククッキング(湯せん調理法)と、災害時の備蓄食材を紹介します。

第7回『幼児期の食育を考える!』

富士文化幼稚園(名古屋市)



第7回食育活動表彰において、「教育関係者・事業者部門の教育等関係者の部」で、「審査委員特別賞」を受賞しました。



「食育さんぽ」
はこちらから



<https://www.maff.go.jp/tokai/keiei/shokuhin/shokuiku/SANPO.html>

お問合せ先:消費・安全部 消費生活課 Tel 052-223-4651

(3) 消費者向けの情報発信

- **野菜の消費拡大に関するセミナー「伝統野菜で旬の食を楽しむ」を開催**
 令和5年12月6日、伝統野菜への理解を深めていただき、野菜の消費拡大につなげるためのセミナーを開催しました。
 あいち在来種保存会代表世話人の高木幹夫氏から「伝統野菜から学ぶ地産地消」と題し、基調講演が行われました。
 パネルディスカッションでは、東海地域の伝統野菜の新たな魅力や調理方法など、旬の食の楽しみ方について、パネリストから活発な発言がありました。
- **エシカル消費に関するセミナー「東海の食文化に欠かせない 発酵の新たな魅力を考える」を開催**
 令和6年1月30日、エシカル消費（人や社会・地域・環境に配慮した消費行動）をより多くの皆さまに実践していただけるよう、エシカル消費に関するセミナーを開催しました。
 名古屋大学大学院 環境学研究科 教授 横山 智氏から、「食を支える発酵調味料～日本の納豆とアジアの納豆～」と題し、基調講演が行われました。
 パネルディスカッションでは、東海地域の伝統的発酵食品の意義や、それらを次世代に残し、伝えていく方法について、パネリストから活発な発言がありました。
- **「TOKAIミニコミ」の発行**（令和5年度発行回数：食品関連企業7回）
 東海地域における食の安全・安心や環境にやさしい持続可能な消費の拡大につながる最新の情報を紹介しました。
 東海の伝統発酵調味料等の魅力やサステナブル・シーフードを開発したフードテックなど、幅広い食に関わる情報を発信しています。
- **「消費者の部屋」の展示**
 農林水産業の重要な政策を、テーマを替えて展示。（「特別展示」（年間17テーマ））
 特に、「農山漁村のはたらきと未来」「知っておきたい食品の表示」のテーマで、来場者が多く、高い関心が示されました。
- **消費者団体等との意見交換会を開催**
 （令和6年2月29日（愛知県）、3月5日（三重県）、3月8日（岐阜県））
 食品アクセス問題、食品ロス削減に関して、地域において活動されている多様な主体である団体等から、施策に反映するための意見をいただきました。

地域を消費で応援し 環境に配慮する消費への行動変容に向けて

令和5年12月6日
「伝統野菜で旬の食を楽しむ」



概要は
こちらから



基調講演の様子



パネルディスカッションの様子

令和6年1月30日
「東海の食文化に欠かせない
発酵の新たな魅力を考える」



基調講演の様子



パネルディスカッションの様子

概要は
こちらから



「TOKAIミニコミ」は
こちらから



東海農政局 消費者の部屋



「消費者の部屋」は
こちらから



(7) 家畜伝染病の発生及びまん延の防止

- 家畜伝染病の発生及びまん延の防止に向けて、管内県と連携し、飼養衛生管理基準（※）の遵守を徹底します。
※家畜の飼養に係る衛生管理の方法に関し、家畜の所有者が遵守すべき基準（家畜伝染病予防法第12条の3）
- 鳥インフルエンザや豚熱等の発生時に、殺処分頭羽数を抑える「農場の分割管理」を推奨します。
（消費・安全対策交付金による支援については、次ページ参照）
- ・ アフリカ豚熱の日本への侵入リスクが高まっています。発生防止に向け、水際対策に加え、野生いのしし及び飼養豚への感染を防ぐことが重要です。

今、世界ではアフリカ豚熱という家畜の伝染病のまん延が大きな問題となっています。この病気は、肉製品や衣服、靴などを介して感染拡大します。日本に侵入すれば、畜産物の安定供給に深刻な悪影響を与えるおそれがあります。国内への侵入を防ぐため、皆様の協力が必要です。

アフリカ豚熱(豚といのししの病気)

- ⚠ 日本から50kmしか離れていない韓国釜山の港や空港付近で発生が続発中
- ⚠ 致死率はほぼ**100%**（甚急性型、急性型の場合）
ウイルスは長期間にわたって環境中に生存（冷凍なら1,000日以上も）
豚肉や加工品（塩漬ハム等）の中でも生存できる
- ⚠ 中華人民共和国で死亡・殺処分により飼養頭数が**4割**減り、豚肉価格が2倍以上に（2019年の事例）

⚠ 有効な治療法やワクチンはない



養豚場におけるアフリカ豚熱発生防止のポイント

1 野生動物対策



農場を囲う柵を設置するとともに、破損などがなく定期的に点検。

農場辺縁を含め敷地内の草刈りや枝の剪定を行い、野生動物が隠れる場所を作らない。

死亡家畜は野生動物を誘引しないよう適切に保管。

すぐに農場の衛生対策を再点検！



2 農場内や進入車両の消毒



畜舎周囲・農場外縁部に定期的に石灰を散布。

車両の洗浄・消毒も忘れない。
車体、タイヤ周りや溝の汚れをしっかりと落とす。

3 更衣・履き替えの徹底



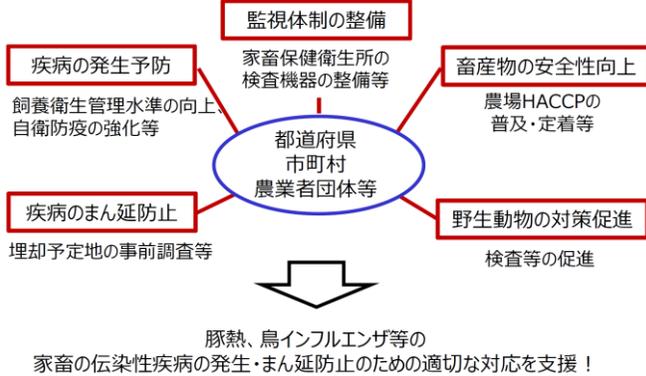
洗浄・消毒された衛生的な衣服や長靴を用意。

長靴は履き替えを徹底し、使用後は洗浄してから消毒し、消毒薬は定期的、または汚れた都度交換。

消費・安全対策交付金(家畜衛生の推進)による支援

ソフト (取組を支援)

< 事業イメージ >



◎アフリカ豚熱及び豚熱の浸潤状況調査に係る野生動物(いのしし)の捕獲、検査の促進・強化を図るための取組を支援



箱わな



◎発生予防として地域が一体となって実施する農場バイオセキュリティ向上の取組を支援

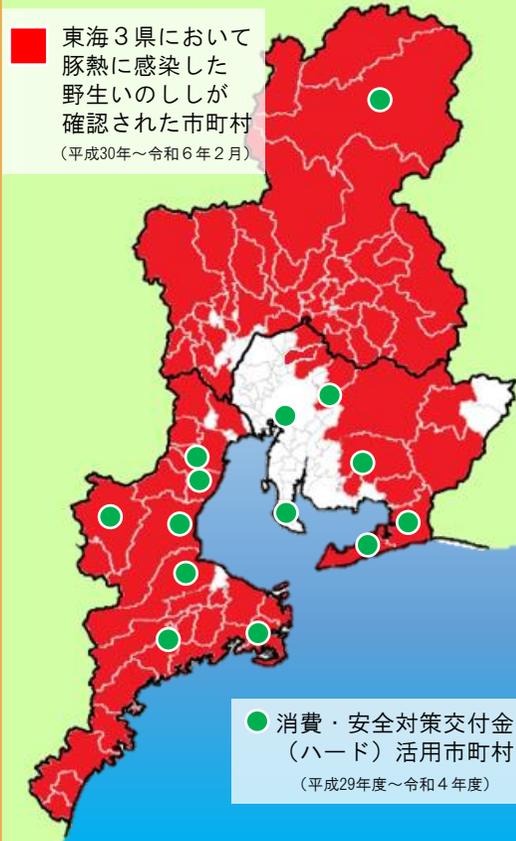
- ①防鳥ネット
- ②消毒用動力噴霧器
- ③飼料加熱処理装置 等の整備

< 野生いのししの豚熱検査状況 >

(平成30年9月13日～令和6年2月14日)

岐阜県：陽性 1,531頭 (計12,698頭検査)
 愛知県：陽性 192頭 (計5,218頭検査)
 三重県：陽性 880頭 (計16,080頭検査)

■ 東海3県において豚熱に感染した野生いのししが確認された市町村
 (平成30年～令和6年2月)

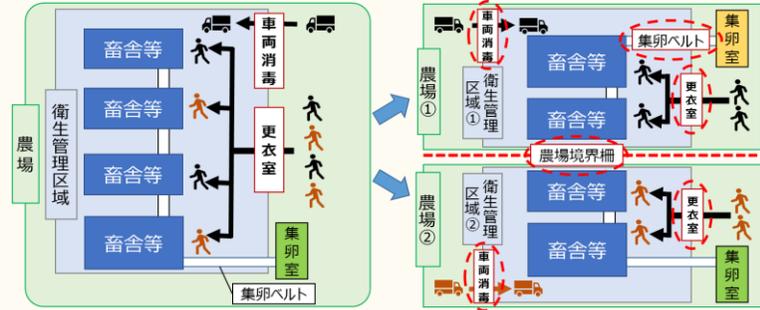


野生いのしし検査等の最新情報(詳細)は農林水産省Webサイトへ



ハード (施設等の整備を支援)

◎農場の分割管理に取り組む場合に追加で必要となる更衣室、車両消毒施設、農場境界柵等の整備



◎家畜飼養農場の飼養衛生管理向上のため、
 ・野生動物侵入防止柵
 ・車両消毒エリア(豚熱・アフリカ豚熱対策)
 ・離乳豚舎前室(豚熱・アフリカ豚熱対策) 等の整備



養豚農場における野生いのししの侵入防止柵の整備

◎家畜や野生動物の病性鑑定を適切に実施するため、家畜保健衛生所の施設の整備



お問合せ先:消費・安全部 畜水産安全管理課

Tel 052-223-4670

2 農業の持続的な発展

(1) 担い手等への農地集積・集約化と農地の確保

- 農業者の減少の加速化が見込まれる中、生産の効率化やスマート農業の展開等を通じた農業の成長産業化に向け、分散錯圖の状況を解消し、農地の集約化等を進めるとともに、人の確保・育成を図る措置を講ずることが必要です。
- このため、地域計画の策定（人・農地プランの法定化）、農地バンクを活用した農地の集約化、農業経営・就農支援を行う体制を整備するなど農業を担う者の確保・育成を図るための措置を講じ、課題解決を図ります。

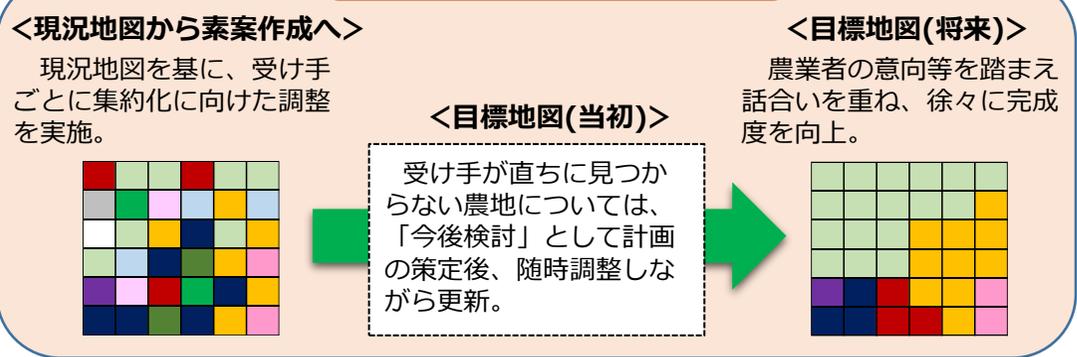
<地域計画の策定（人・農地プランの法定化）>

市町村は、農業者、農業委員会、農地バンク、農協、土地改良区等による協議の場を設け、将来の農業や農地利用の姿について話し合いを実施。その際、農業委員会は、農地バンク等と協力して目標とする地図の素案を作成。

<農地の集約化等>

農業委員会は、地域計画の達成に向け、農地所有者等による農地バンクへの貸付け等を促進し、農地バンクは、農地の借入れ等を農地所有者等に積極的に申入れ。
 農地バンクは、地域計画の達成に向け、「農用地利用集積等促進計画」を策定し、農地の貸借等を促進。

目標地図の作成手順

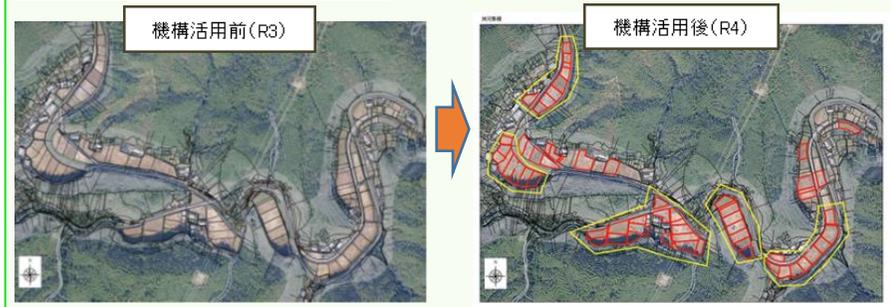


東海地域における取組

<機構集積協力金等を財源に用水路整備を実施、農地の集積・集約を実現>

- 「取組のポイント」
- 地区内の話し合いの過程で、将来の地域農業を“何とかしなければ”という思いを共有。
 - 地域外の担い手を確保して集積・集約化を実施。

岐阜県郡上市西和良地区洲河



- 担い手への集積率 0.0% → **43.2%**に向上
- 地域内の平均経営面積 0.0ha/経営体 → **8.5ha/経営体**に拡大
- 平均団地面積 0.0ha/団地 → **1.4ha/団地**に増加

(2) 新規就農者への支援・女性農業者の活躍

- 農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、県・市町村、農業教育機関、農業団体等と連携した取組を推進しています。また、女性農業者の能力の発揮等による農業の発展、地域経済の活性化のための取組を推進しています。

新規就農者育成総合対策

※ 事業ごとにさらに要件があり、要件を満たす取組等が対象となります。

1. 経営発展への支援

経営発展支援事業(機械・施設、家畜導入、果樹・茶改植、機械リース等が対象)

【対象者】認定新規就農者(就農時49歳以下)

【支援額】補助対象事業費上限1,000万円(2①の交付対象者は上限500万円)

【補助率】県支援分の2倍を国が支援(国の補助上限1/2)

〈例〉国1/2、県1/4、本人1/4

2. 資金面の支援

① 経営開始資金

【対象者】認定新規就農者(就農時49歳以下)

【支援額】12.5万円/月(150万円/年)×最長3年間

② 就農準備資金

【対象者】研修期間中の研修生(就農時49歳以下)

【支援額】12.5万円/月(150万円/年)×最長2年間

③ 雇用就農資金

【対象者】49歳以下の就農希望者を新たに雇用する農業法人等
雇用して技術を習得させる機関

【支援額】最大60万円/年×最長4年間

3. サポート体制の充実、人材の呼び込み、農業教育・リ・スキリングの充実への支援

① サポート体制構築事業

研修農場の機械・施設の導入、就農相談員、先輩農業者の指導等

② 農業教育高度化事業

農業大学校等における農業機械・設備等の導入、
スマート農業等のカリキュラム強化、出前授業の実施等

③ 農業者キャリアアップ支援事業

県におけるスマート農業・有機農業等の研修モデルの構築等

④ 農業人材確保推進事業

インターンシップ、就農相談会の開催等



東海地域における取組

<地域のサポート体制整備による新規就農者の確保・育成>

○新規就農者調査の結果では、近年、新規就農者が減少。

このような中で、新規就農者を着実に確保・育成している地域では、市町村、農協、先輩農業者、県出先機関等が連携・役割分担して、Webサイト・YouTube動画等のSNSによる効果的な情報発信、都市部での就農相談会、現地での農業体験、長期研修を実施。

農政局では、県・市町村・農業団体との全体会議の開催、受入から研修・就農後まで、きめ細かな伴走支援をするための各種事業の活用促進、優良事例の普及により、各地域での取組を推進。



東海地域新規就農対策全体会議



御浜町、伊勢農協、就農サポートリーダー、県熊野農林事務所が協力し、Webサイト・YouTube動画等のSNSで積極的に情報発信したことにより、発信以前に比べ就農相談件数、長期研修人数が急増

<女性農業者の活躍支援>

○2013年から「農業女子プロジェクト」を始動し、女性農業者の知恵を生かした新たな商品・サービスの開発、情報発信等を実施。

プロジェクトを通して、社会全体での女性農業者の存在感を高め、職業として農業を選択する若手女性の増加を目指し、農業女子のネットワーク作り等を推進。



東海地域農業女子セミナー

(3) 農業農村整備事業等の推進

ア 生産基盤の強化による農業の成長産業

○ 農業競争力強化を図るため、農地の大区画化や汎用化等の整備を行い、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化、高収益作物の導入等を推進しています。

<① 農業競争力強化農地整備事業>

農地中間管理機構等による担い手への農地集積・集約化や、農業の高付加価値化に取り組む地区等を対象として、農地の整備を推進。

<② 農地中間管理機構関連農地整備事業>

農地中間管理機構への貸出しが増加する中で、担い手は整備されていない農地を借り受けず、農地の出し手は基盤整備を行う用意がないため、担い手への農地集積が進まないおそれがあり、このため、機構が借り入れている農地等で、農業者の申請・同意・費用負担によらず、都道府県が行う基盤整備を支援。

① 農業競争力強化農地整備事業

整備内容	区画整理、暗渠排水、土層改良、農業用排水施設 等
実施要件	受益面積20ha以上(中山間地域等10ha以上) 担い手への農地集積率50%以上 等

② 農地中間管理機構関連農地整備事業

整備内容	区画整理、農用地造成、農業用排水施設、農業用道路、暗渠排水路 等
実施要件	事業対象農地は機構が借り入れているか、農業経営等の委託を受けていること 受益面積10ha以上(中山間地域等5ha以上) 事業実施地域の収益性が事業完了後、5年以内に向上

用水路のパイプライン化と農道の拡幅



地域全体の一体的な整備によって、労働・土地生産性が向上し、併せて担い手への農地集積や高収益作物の導入を図ることで、競争力のある農業の実現に寄与



区画拡大



機構が借り受けている、まとまりのある農地等を対象に区画整理等を実施
(機構を通じて、担い手は利用しやすい農地を長期・安定的に借り受けることが可能)



区画整理



事業の実施事例

農業競争力強化農地整備事業

愛知県豊橋市 ^{さんごう}三郷地区

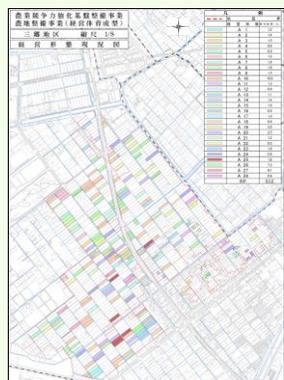
【事業実施前】

水路及びほ場の多くは、明治中期の干拓当時の区画で現在に至っている。水田用水は開水路から堰上げて給水、畑用水は給水所のポンプにより軽トラック等の荷台に積んだ給水タンクに汲み上げ運搬し、可搬式ポンプで散水かんがいしており、区画が狭隘で農道も狭いこともあり、各ほ場への配水に労力を費やし営農に支障をきたしている。

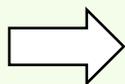
【事業実施後（計画）】

平成29～令和8年度で事業を実施。用水施設の整備（パイプライン化）、区画整理（区画拡大、農道の整備）により問題を解消し、農業経営の改善・安定を図る。

【事業実施前】



担い手への集積率：
25.4→58.5%



【事業実施後（計画）】



主要効果指標		
区分	現況	計画
水稻	509 kg/10a	524 kg/10a
春キャベツ	4921 kg/10a	5561 kg/10a
スイートコーン	1289 kg/10a	1482 kg/10a
冬キャベツ	3926 kg/10a	4436 kg/10a
冬レタス	1668 kg/10a	1885 kg/10a
トマト	9607 kg/10a	11048 kg/10a



事業実施前の農地



事業実施後の農地

農地中間管理機構関連農地整備事業

岐阜県中津川市 ^{しもの}下野地区

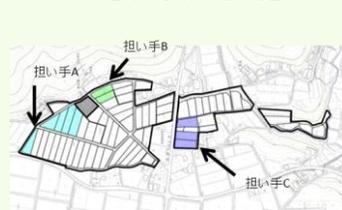
【事業実施前】

中山間部の傾斜地に位置していることから、昭和55～61年度に新農業構造改善事業により区画整理が行われたが、区画が狭隘で農道も狭く、排水路も老朽化により破損している状態である。これらの条件から小型機械による作付けしかできず、草刈りや土砂上げ等の維持管理作業に多大な労力を要することから、担い手への集積に支障をきたしている。

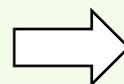
【事業実施後（計画）】

令和元～5年度で事業を実施。農地の区画面積の拡大及び農業用施設の整備を実施し、農地中間管理事業を活用するなどして経営農地の面的集約を推進するとともに、大型機械の導入などにより農業経営の合理化と農地の維持・保全を図る。併せて、高収益作物のとうがらし（あじめコシヨウ）の栽培を行い、農業所得の向上を図る。

【事業実施前】



担い手への集積率：
16.0→100%
担い手への集約化率：
8.6→98.6%



【事業実施後（計画）】



事業実施前の農地

主要効果指標		
区分	現況	計画
水稻	518kg/10a	518kg/10a
飼料作物	4,131kg/10a	4,131kg/10a
とうがらし	- kg/10a	1,350kg/10a



事業実施後の農地

(3) 農業農村整備事業等の推進

イ 農業・農村の強靱化、農村の整備

- 農地・農業水利施設等の災害を未然に防止するため、ため池の防災・減災対策、農村地域の湛水防止対策等を実施しています。
- 農村地域の生活を支える集落排水施設や農道等の再編・強靱化、情報通信環境の整備など、農村に人が安心して住み続けられる条件を整備しています。

<① 農業水利施設の戦略的な保安全管理、防災・減災対策（国土強靱化対策）>

農業水利施設の更新・長寿命化、省エネ化・再エネ利用、農地の湛水防止対策、ため池の防災・減災対策、農業用ダムの洪水調節機能強化等を推進。令和4年の土地改良法の一部改正により、急施の防災事業に現行の地震対策に加え豪雨対策を追加。

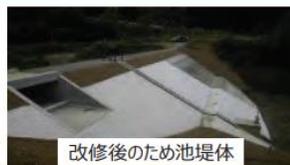
<② 農村整備（田園回帰・農村定住促進）>

農村に人が安心して住み続けられる条件を整備するため、集落排水施設や農道、地域資源活用施設の整備等を推進。

国土強靱化対策



水路の機能診断



改修後のため池堤体



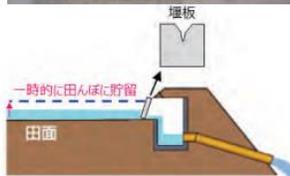
改修前の頭首工



排水機場の整備



改修後の頭首工



田んぼダムの取組

田園回帰・農村定住促進

● 農業集落排水施設の整備



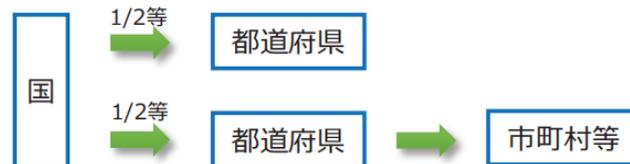
● 情報通信環境の整備（関連事業）



● 農道の整備



<事業の流れ>



※ 事業の一部は、直轄で実施（国費率2/3等）

お問合せ先：農村振興部 設計課 Tel 052-223-4634

国営かんがい排水事業

①国営西濃用水第三期土地改良事業

受益地域：岐阜県大垣市6町

受益面積：4,928ha

主要工事：岡島頭首工1か所、福田頭首工1か所、揖東幹線水路0.6km、導水路0.3km、揖西幹線水路7.2km、西部幹線水路6.6km、揖東用水路0.6km、水管理施設1式

事業概要：農業生産性の向上と農業経営の安定のため、老朽化した施設の改修と併せて大規模地震を考慮した耐震化対策を行う



岡島頭首工

国営施設機能保全事業

②国営尾張西部施設機能保全事業

受益地域：愛知県名古屋市他8市2町1村

受益面積：11,608ha

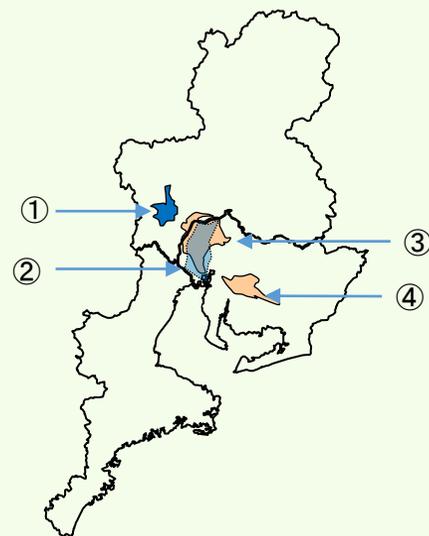
主要工事：日光川河口排水機場1式、尾西排水機場1式、尾西排水路1式、排水管理施設1式

事業概要：既存施設の排水機能を長期的にわたり保全し、排水機能を維持するため、ポンプ設備等の整備補修及び耐震化対策を行う



日光川河口排水機場

位置図



■ 国営かんがい排水事業
■ 国営総合農地防災事業

国営総合農地防災事業

③国営新濃尾農地防災事業

受益地域：岐阜県岐阜市他2市2町、愛知県名古屋市他12市5町

受益面積：9,370ha

主要工事：犬山頭首工1式、木津用水路3.9km、羽島用水路18.3km、大江排水路16.7km、宮田導水路9.8km、新木津用水路10.6km

事業概要：機能低下した農業用施設の機能回復を図り、災害を未然に防止し、農業生産性を維持するため、頭首工の補修や用排水路の改修を行う



犬山頭首工

木曾川から農業用水を取水する施設

④国営矢作川総合第二期農地防災事業

受益地域：愛知県岡崎市他7市

受益面積：5,441ha

主要工事：明治用水頭首工1式、岩倉取水工1式、北部幹線水路1.4km、併設水路5.6km、豊田幹線水路1.5km、明治幹線水路12.6km、小水力発電施設1式、水管理施設1式

事業概要：大規模地震に対して耐震性を有していない明治用水頭首工や幹線用水路等の耐震化対策を行い、大規模地震の発生による災害を未然に防止する



明治用水頭首工

矢作川から農業用水、水道用水、工業用水を取水する施設。R4.5に発生した漏水事故に伴う復旧対策を実施中。

農業水路等長寿命化・防災減災事業

①つくば2期地区

受益地域：愛知県豊田市

受益面積：35ha

主要工事：用水路4,500m、排水路5,900m、暗渠排水3.2ha

事業概要：昭和50年代の県営ほ場整備事業及び団体営ほ場整備事業等による整備後、30年が経過し、水利施設の老朽化が進んでいるため、老朽化した水利施設の整備を行い、農作業及び維持管理の省力化を図る。



対策前

愛知県豊田市の水路



対策後

防災重点農業用ため池の整備

平成30年7月豪雨において、多くのため池が被災したことを受け、下流への影響が特に大きく、早急に対策が必要な農業用ため池に係る防災工事等を集中的かつ計画的に推進することを目的として制定された「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和2年10月1日施行）」により県知事が定める防災工事等推進計画に位置付けられた防災重点農業用ため池について、国は必要な財政上の措置及び地方債への特別な配慮をすることを規定



対策前

愛知県豊田市のため池



対策後

農村地域防災減災事業

②上池地区

受益地域：岐阜県可児市

流域面積：16.4ha

受益面積：8.8ha

（防災受益面積16.5ha）

総貯水量：14.1千m³

主要工事：堤体工 1式

洪水吐工 1式

取水設備 1式

事業概要：大規模地震に対して耐震性を有していないため池の耐震化対策を行い、大規模地震の発生による災害を未然に防止する



対策前



対策後

上池

③前野地区

受益地域：愛知県西尾市

流域面積：788.0ha

受益面積：222.4ha

主要工事：排水機場更新 1箇所

事業概要：流域開発による降雨流出量の増加や既設排水機場の老朽化に伴う排水能力の低下により地区の排水状況が悪化しているため、排水機場の更新を行う



対策前



対策中

前野排水機場

完了地区フォローアップ調査

・農林水産省では、基幹的農業水利施設の更新・整備を実施した国営完了地区について、地域の農業発展と国営土地改良事業等の円滑な実施に資するため、農業振興上の阻害要因や国営完了地区における事業実施による効果発現上の課題を把握し、これらに対する各種対策手法の検討を行なうため、フォローアップ調査を行っています。

【事例紹介】

国営農地開発事業「南知多地区」

愛知県知多半島最南端の低地農村地帯を、大都市近郊農業地帯として、果樹、野菜、酪農の一大生産団地を形成することを目指し、昭和51～平成6年度にかけて418haの農地造成を行いました。

この南知多地区について、令和3～4年度に完了地区フォローアップ調査を実施しました。

1. 地区の概要

愛知県南部に位置する南知多地区は、国営農地開発事業により普通畑、樹園地の農地造成を行うとともに、道路、排水路、畑かん施設等が整備されました。愛知用水事業により水源施設も確保されており、野菜、果樹、花きなどの一大生産団地が形成されています。

2. 調査の内容

本地区は、事業完了から30年近くが経過して、施設の老朽化に伴う補修費等の維持管理費の増大が課題となっております。このため、今後の施設更新の事業も見据えて、営農の変化や施設管理状況を把握するとともに、対策手法の検討を行いました。

3. 調査結果の概要

令和3年度は、各団地の工区長や、管理者である知多南部土地改良区に営農や施設の状況の聞き取りを行うとともに、施設の機能診断調査を実施し、地域における課題の整理を行いました。

令和4年度は、本地区の現状の課題と解決に向けた今後の考え方をとりまとめるため、各工区長や担い手営農者の方々と意見交換会を2回開催し、前年度の調査結果を参考にして営農のあり方や施設整備について議論しました。

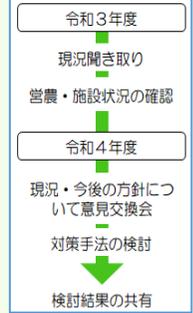
本地区の農業の発展に資するため、意見交換では、各団地での営農の工夫点や多面的機能支払交付金を活用した施設の維持管理等の情報について情報共有を図りました。



造成された農地と主要作物(キャベツ)



意見交換会の様子



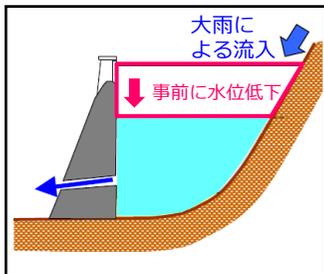
調査の流れ

お問合せ先: 農村振興部 事業計画課 Tel 052-223-4632

○ 農業用ダム・ため池・排水施設等の農地・農業水利施設の多面的機能を活かして、あらゆる関係者協働の取組である「流域治水」を推進しています。

農業用ダムの活用

- 大雨が予想される際にあらかじめ水位を下げる等によって洪水調節機能を発揮。
 - 降雨をダムに貯留し、下流域の氾濫被害リスクを低減。
- 〔各地区の状況に応じて、放流水を地区内の調整池等に貯留〕



【施設の整備等】

- 施設改修、堆砂対策、施設管理者への指導・助言等

排水施設等の活用

- 農業用の排水路や排水機場・樋門等は、市街地や集落の湛水も防止・軽減。

日光川排水機場

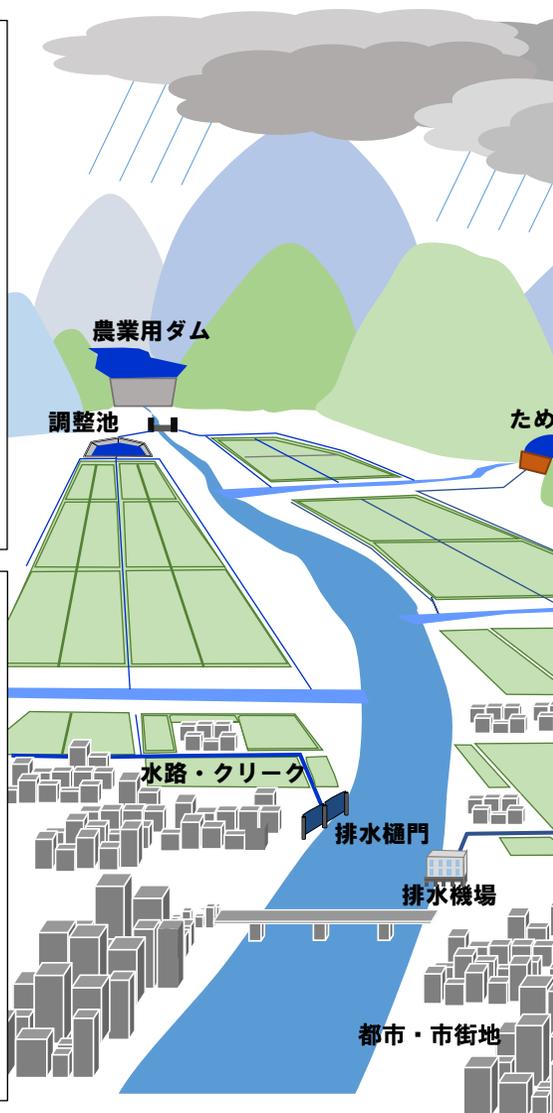


新木津用水路



【施設の整備等】

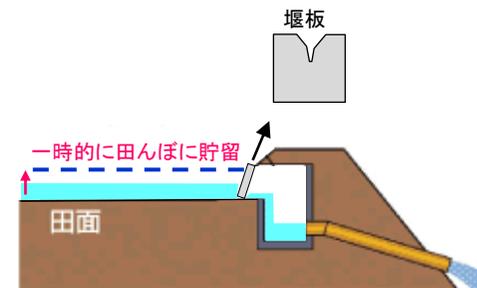
- 老朽施設改修、ポンプ増設、降雨前の排水操作等



水田の活用（田んぼダム）

- 田んぼダム（排水口への堰板の設置等による流出抑制）によって下流域の湛水被害リスクを低減。

田んぼダム堰板の例

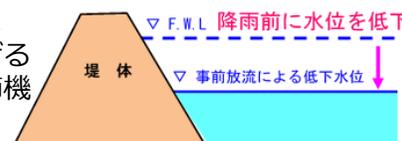


【施設の整備等】

- 水田整備、田んぼダムの取組促進

ため池の活用

- 大雨が予想される際にあらかじめ水位を下げる等によって洪水調節機能を発揮。
- 農業用水の貯留に影響のない範囲で、洪水吐にスリット（切り欠き）を設けて貯水位を低下させ、洪水調節容量を確保。



スリット設置の例



【施設の整備等】

- 堤体補強、洪水吐改修、施設管理者への指導・助言等

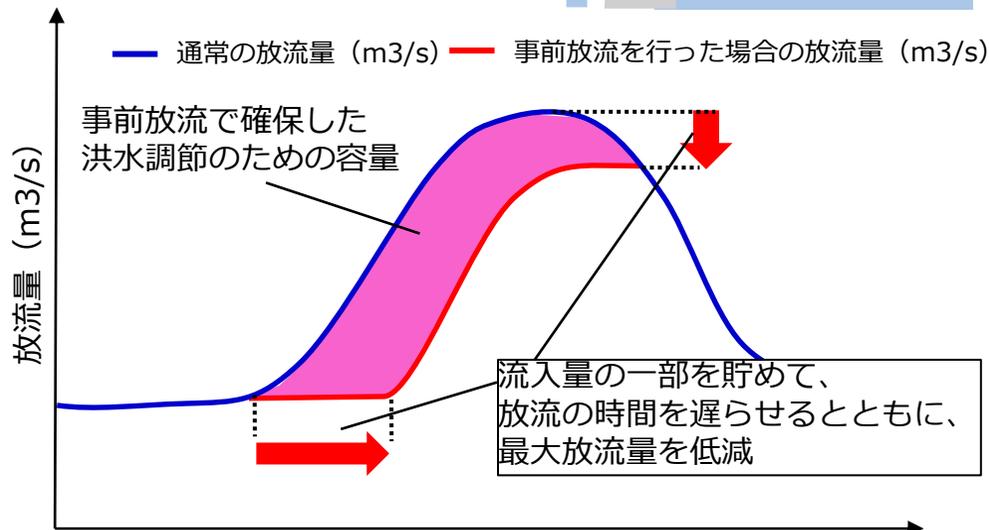
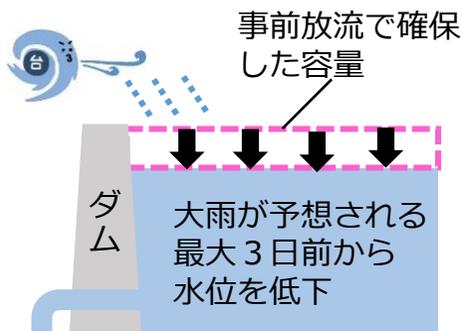
■ 農業用ダムを活用に取り組んでいます。

- ・ 愛知県矢作川水系の羽布ダムでは令和3年に事前放流を実施し、約220万m³（東京ドーム約1.8杯分）の容量を確保しました。
- ※現時点での速報値のため精査の結果、変わる可能性があります。

事前放流の取組による効果

○ 事前放流による容量確保

大雨となることが見込まれる場合に、大雨のときにより多くの水をダムに貯められるよう、利水者の協力のもと、ダムの貯水位を低下させ、一時的に治水のための容量を確保するもの



事前放流による容量確保のイメージ図 時間 (h)

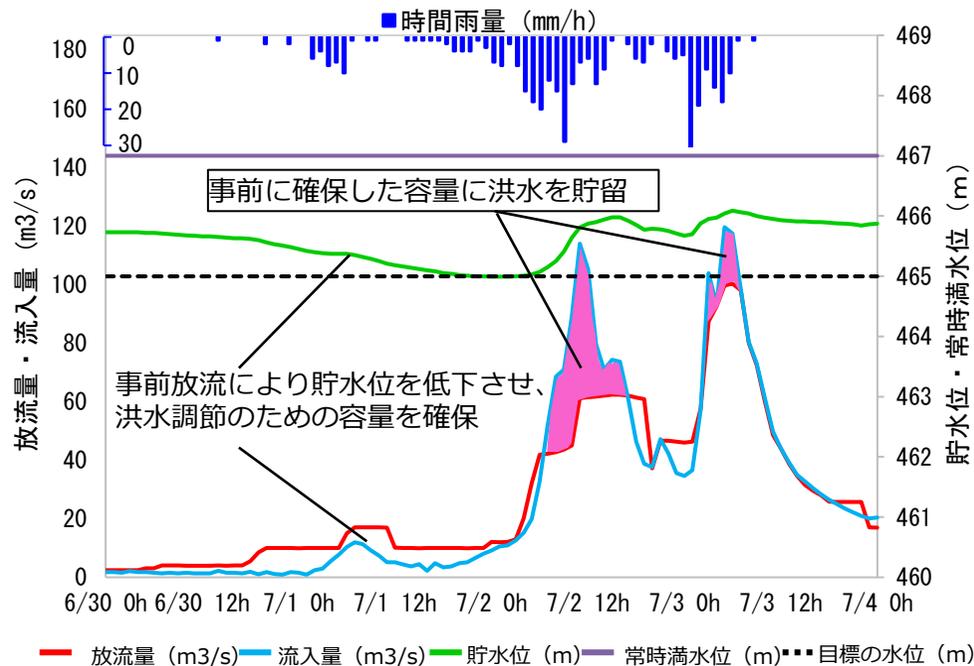
※国土交通省の資料をもとに農村振興局が作成

令和3年7月1日から大雨における羽布ダムの取組

愛知県矢作川水系羽布ダム（豊田市）



水系名	矢作川
河川名	巴川
流域面積	51.3 km ²
利用目的	かんがい
有効貯水容量	18,461 千m ³



羽布ダムのハイドログラフ

○ 中山間地域の特色を活かした営農を確立するため、中山間地域農業農村総合整備事業により、農業生産を支える水路やほ場等の農業生産基盤と生産・販売施設等の一体的な整備を推進しています。

- ・ 農作物の高付加価値化等による農業者の所得確保を図ります。
- ・ 水利施設等の生産基盤の保全・再編利用を図ります。
- ・ 農業の展開を基軸とした新たな就業機会の創出を目指します。

< 事業の内容 >

< 事業イメージ >

1. 事業内容

① 農業生産基盤整備

- ・ 所得確保のための農地の区画整理、農業水利施設、暗渠排水
- ・ 国土保全のための農用地保全施設
- ・ 農業の維持発展を図るための土地基盤の再編・整序化 等

② 農村振興環境整備(①に付帯して実施)

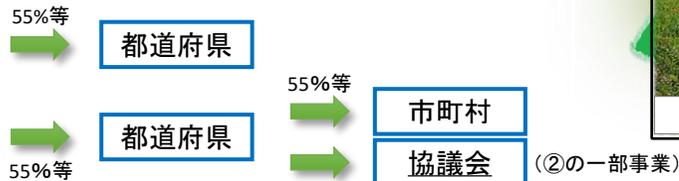
- ・ 農産物の付加価値を高めるための加工・販売施設
- ・ 高収益作物の導入に必要な農業施設
- ・ 新規就農者の滞在や農泊にも利用可能な施設
- ・ 地産地消型エネルギーシステム構築のための農村資源利活用推進施設 等



2. 対象地域

農産物の高付加価値化等を通じた地域の所得確保及び農地や水利施設等の生産基盤の保全・再編利用に取り組む地域

< 事業の流れ >



中山間地域農業農村総合整備事業の取組事例

ひがしたかやま

<岐阜県高山市 「東高山」 地区>

事業の概要

地域産業の更なる振興のために、老朽化した用排水路、農道の更新・改良による農業生産基盤の整備、さらには集落内における農村生活環境(農業集落排水施設、農業集落防災安全施設)の改良を行うことにより、農業・農村の活性化を促進する。

関係市町村	岐阜県高山市	主要工事	
事業工期	平成27～令和4年度	・農業用排水施設	L=7,129m
受益面積	202.9ha	・農道	L=288m
総事業費	622百万円	・農業集落排水施設	L=263m
		・農業集落防災安全施設	N=5基

農業用排水施設



整備前(側壁の倒壊)



整備後

農業集落防災安全施設



防火水槽 施工中



防火水槽 施工後

きほうちゅうぶにき

<三重県紀宝町 「紀宝中部2期」 地区>

事業の概要

地域産業の更なる振興のために、老朽化した用排水路、農道の新設・拡幅、農地防災による農業生産基盤の整備、さらには農業集落道の新設、営農飲雑用水施設の整備を行うことにより、農業・農村の活性化を促進する。

関係市町村	三重県紀宝町	主要工事	
事業工期	平成29～令和6年度	・農業用排水施設	L=1,680m
受益面積	94.2ha	・農道	L=110m
総事業費	1,424百万円	・農地防災	N=2団地
		・農業集落道	L=1,080m
		・営農飲雑用水施設	N=1箇所

農業用排水施設



整備前



整備後

営農飲雑用水施設



取水施設



浄水施設

3 農村の振興

(1) 地域の特色を生かした活性化

- 高齢化や人材不足の深刻化が懸念されている中山間地域等において、農用地や集落の将来像の明確化を図る集落戦略の作成や集落の地域運営機能の強化、棚田地域における振興活動等の将来を見据えた活動を支援します。
 - ・ 多様な関係者が連携し、農用地の保全、地域資源の活用、生活支援に取り組む農村型地域運営組織（農村RMO^{*}）の育成
 - ・ 中山間地域等直接支払交付金による農業生産活動の継続、集落の農地の将来像を明らかにする集落戦略の作成推進
 - ・ 最適土地利用総合対策による地域コミュニティ機能の維持・強化、農山漁村の活性化・自立化
 - ・ 棚田地域振興法に基づく棚田の保全と地域振興を図る取組の推進

RMO : Region Management Organization (地域運営組織) の略

農村型地域運営組織（農村RMO）の育成

- ・ 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業により支援。
- ・ 複数の集落による集落協定や農業法人など農業者を母体とした組織と、自治会、社会福祉協議会など多様な地域の関係者とが連携して協議会を設立し、農村RMOの活動の基本となる農用地等の保全、地域資源の活用、農山漁村の生活支援に係る将来ビジョンを策定し、これに基づき各事業を実施。



中山間地域等直接支払等による共同活動、組織的活動の下地

※ 地域運営組織が展開する活動は多種多様であり、法人格を持たない任意団体（自治会・町内会、自治会等の連合組織など）をはじめ、NPO法人、認可地縁団体、一般社団法人、株式会社、合同会社など多様な法人制度を活用。

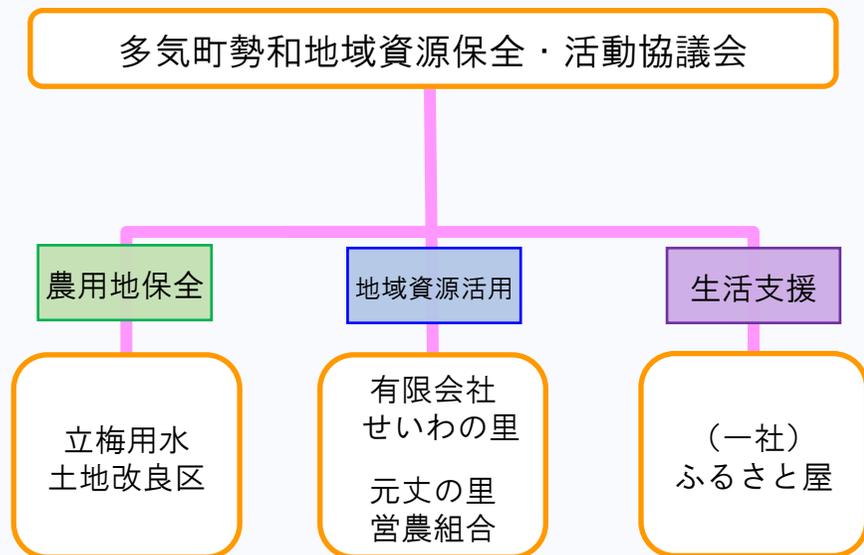
農村RMOの取組事例

せいわ 〈三重県多気町勢和地区〉

地域保全への意識喚起のイベントを契機に地域の活動が発達し、地域協議会を設立。農地維持活動、施設の補修などの農用地保全に加え、6次産業化の推進などの地域資源活用も行う。

近年は地域生活の課題解決を行うため、協議会が中心となり、まちづくり事業を行う法人を設立。生活支援として、防犯パトロールや独居老人の見回りなど「農村福祉」にも取り組む。

【組織体制】



【活動内容と発展過程】

農用地保全	○土地改良区を主体とした保全活動 (農地・農業用施設の管理、地域資源の保全)	立梅用水 土地改良区
地域資源活用	○6次産業化による地域振興 (農産物加工品の製造・販売、レストラン運営)	有限会社 せいわの里 元丈の里営農組合
生活支援	○地域生活の課題を解決する事業体 (防犯パトロール、独居老人の見守り)	(一社)ふるさと屋



【遊休農地の解消】



【地域住民による見守り】



【農家レストラン】
(「せいわの里 まめや」)

中山間地域等直接支払交付金

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付。

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜（1/20～）	21,000
	緩傾斜（1/100～）	8,000
畑	急傾斜（15度～）	11,500
	緩傾斜（8度～）	3,500

【対象地域】

中山間地域等
（地域振興 8 法と棚田法指定地域及び知事が定める特認地域）

【対象者】

集落協定等に基づき 5 年以上継続して耕作を行う農業者等

【集落協定等に基づく活動】

- ① 農業生産活動等を継続するための活動
- ② 農業生産活動等の体制整備のための取組（集落戦略の作成）

中山間地域等直接支払交付金の活用事例

＜岐阜県恵那市岩村集落協定＞

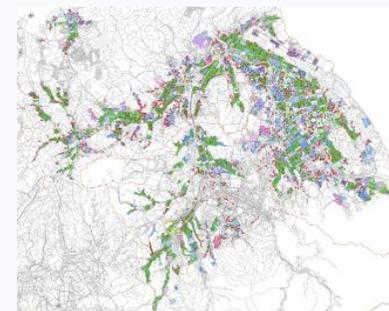
耕作者不在の農地所有者と話し合い、地域の 3 農業法人（(株)飯羽、(株)岩村、(農)富田営農）に利用権設定等による農地集積を推進（令和 2 年集積率 56%）。

集積した農地において、令和 6 年度までにスマート農業（ほ場管理システム、自動直進田植機、食味機能付きコンバイン等）を導入し、作業効率化による労働時間の短縮、事務作業の軽減化・省力化を図る。

協定参加者	農業者 274 名、農業法人 3
協定面積	266ha（田）
交付金額	3,150 万円



作業の風景



集積状況図

最適土地利用総合対策

地域の農地どう守っていきますか
～簡易で粗放的な利用を考えよう～

中山間地域等における農用地保全に必要な地域ぐるみの話し合いによる最適土地利用構想の策定、重要な地域資源である農地の有効活用や粗放的な土地利用等を総合的に支援

【事業期間：最大5年間、交付率：5/10、定額等】

農村における多様な土地利用方策の取組支援



【専門家を入れた話し合い】



【土地利用計画、整備計画の策定】



【農地の簡易な整備】



【蜜源作物の取組】



【放牧の取組】



【高収益作物の導入】



【生産性の検証】



【鳥獣緩衝帯機能を有する植林】

地域コミュニティ機能の維持・強化、農山漁村の活性化・自立化

お問合せ先：農村振興部 農村計画課 Tel 052-223-4629

棚田地域の振興推進

棚田地域振興法に基づく指定棚田地域の指定や認定棚田地域振興活動計画の認定推進

つなぐ棚田遺産認定地区の事例紹介

＜四谷の千枚田（愛知県新城市）＞
棚田面積3.6ha

自然豊かな景観と生物多様性に富んだ四谷の千枚田は、平成22年に名古屋で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）の誘致に貢献し、海外から中山間地の米作りの農業視察が増加。

地域の教育機関と連携した農業体験学習や、企業と連携した社員研修・ボランティア活動を積極的に受け入れ、平成26年から平成30年の間で見学者・訪問者が1万5000人から2万5000人に増加。



千枚田の風景



収穫感謝祭



地元小学生による
稲刈り体験

お問合せ先：農村振興部 地域整備課 Tel 052-223-4639

(2) 農山漁村発イノベーションの推進

ア 需要に応じた新たなバリューチェーンの創出

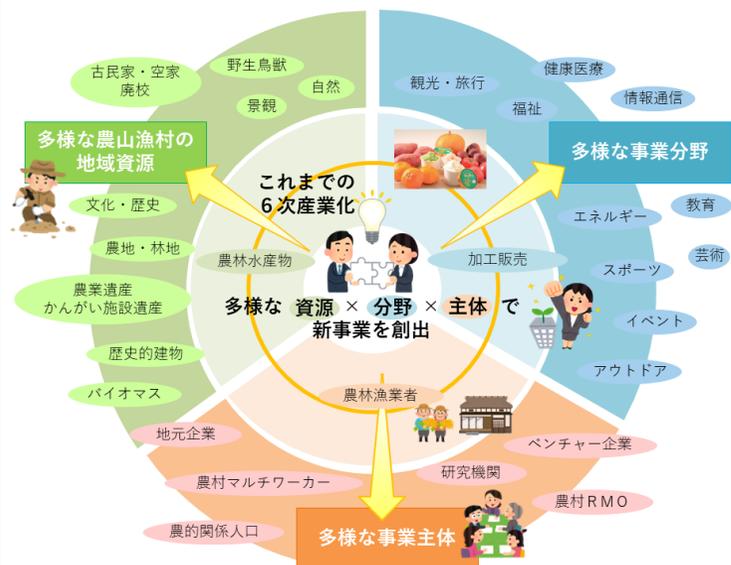
- 農林漁業者主導の取組に加え、民間企業のアイデア・ノウハウも活用した多様な事業者による地域資源を活用した6次産業化を推進するとともに、異業種との連携により、他業種に蓄積された技術・知見の活用、生産・流通システムの高度化等による農業分野でのイノベーションを推進するため、以下の取組を行っています。
 - (1) 農山漁村発イノベーション対策のうち推進事業（創出支援型）、整備事業（産業支援型）の推進
 - (2) 総合化事業計画を認定し、県や県農山漁村発イノベーションサポートセンターと連携した支援等の実施

農山漁村発イノベーション(創出支援型及び産業支援型)と総合化事業計画の認定状況

農山漁村発イノベーションを推進し、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図るため、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を新分野で活用した商品・サービスの開発やこれらに係る研究開発、デジタル技術の活用に係る専門的な知識を有する人材の派遣・育成等を支援します。

- 農山漁村のあらゆる地域資源をフル活用した取組
- 他産業起点の取組など他分野との連携を一層促進

地域における
雇用・所得創出



6次産業化(総合化事業計画)



六次産業化・地産地消費に基づく総合化事業計画について、令和5年度に東海農政局管内で新たに3件（岐阜2件、愛知1件）を認定（令和5年度末累計256件）しています。

令和6年3月末現在

地域	総合化事業計画の認定件数		
	うち農畜産物関係	うち林産物関係	うち水産物関係
全国	2,638	105	197
東海3県	256	15	22
岐阜県	87	5	5
愛知県	87	3	3
三重県	82	7	14

農山漁村発イノベーションの取組事例

農業×食品

有限会社 萬里（岐阜県高山市）

飛騨地域の伝統食である「えごま（あぶらえ）」を、飛騨地域の農家、福祉事業所から買い取り、受注生産により、その実から搾油した「えごま油」を通販等で販売。

<取組の成果>

- 農産物、6次化商品の売上：27.5万円（H27）→ 3,000万円（R4）
- 買取農家数：4人（H27）→ 102人（R4）
- 買取数量：0.05 t（H27）→ 2.8 t（R4）



<取組の概要>

- 飛騨地域の伝統食である「えごま（あぶらえ）」の栄養分と寒冷高地でも栽培でき獣害を受けにくいという利点に着目。現在、飛騨地域の農家、福祉事業所等から買い取り。農家と障がい者の収入源として取り組みを促進することで耕作放棄地の解消に寄与。
- 事業当初はえごまの実を販売していたが、H29年から低温圧搾した「えごま油」を販売。その後、搾り粕を使用したパウダー等の加工商品を開発。通販を中心に自社ECサイト等で全国的に珍しい受注生産での「生搾りえごま油」を販売。

農山漁村発イノベーションの取組事例

食品×観光×旅行

(株)田原観光情報サービスセンター（愛知県田原市）

道の駅田原めっくんはうす内の加工施設で農産物の加工・製造・販売と農業者の商品開発を支援。また、地域の食文化、農林水産施設等をめぐるツアーを企画・運営。

<取組の成果>

- 農産物、6次化商品等の売上：9.2億円（H30）→ 9.6億円（R3）
- 農業者からの商品開発の受注数：H31以降、毎年60～70品を受注
- 商品開発による売上：484万円（H31）→ 1,314万円（R3）



<取組の概要>

- 平成4年に商工会、JA、漁協の出資により(株)田原観光情報サービスセンターを設立。
- 道の駅田原めっくんはうす（農産物直売所等）の指定管理を受託し、施設内に設置した「めっくんもぐもぐ工房」で地域資源を活用したオリジナル商品の製造・販売。地域の農業者のためのテストキッチンとしても機能。
- 令和4年度Savor Japan（農泊食文化海外発信地域）に認定。
- 令和3年度農商工等連携事業計画の認定。食文化、農林水産施設等をめぐる観光ツアーを企画・運営。

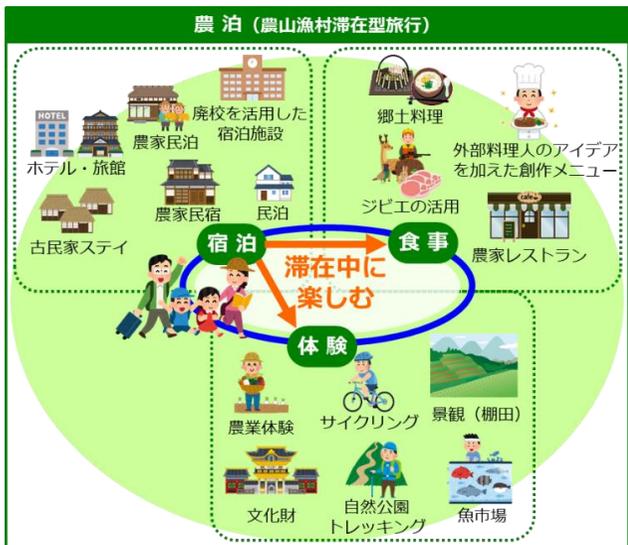
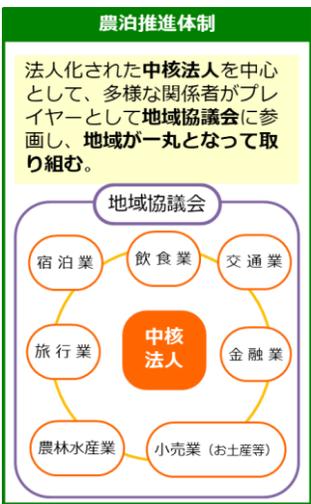
(2) 農山漁村発イノベーションの推進

イ 農泊・農福連携の推進

○ 農山漁村における所得の向上と地域の活性化を図るため、農山漁村振興交付金により、農泊を持続的なビジネスとして実施できる体制を持つ地域を創出し、都市と農村の交流や増大するインバウンド需要の呼び込みを促進するとともに、障害者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する農福連携を推進しています。

- ・農山漁村発イノベーション対策(農泊推進型)により、観光コンテンツ開発、多言語対応やワーケーション対応等の利便性向上、滞在施設等の整備等を支援
- ・上記同対策(農福連携型)により、障がい者等の農林水産業に関する技術習得、ユニバーサル農園の開設、生産・加工・販売施設の整備等を支援

農泊推進型



地域協議会等の取組へ支援

農泊推進事業	実施体制の構築、観光コンテンツの開発等に要する経費を支援	交付率：定額 上限：500万円×2年
人材活用事業	研修生の活用等に要する経費を支援	交付率：定額 上限：250万円×2年
施設整備事業	古民家等を活用した滞在施設、体験交流施設、農家レストラン等の整備に要する経費を支援	交付率：1/2 上限：原則2,500万円

などの支援メニューがあります。

農福連携型

【事業実施主体】

- ・農林水産業を営む法人
- ・社会福祉法人
- ・医療法人
- ・特定非営利活動法人
- ・一般社団法人
- ・一般財団法人
- ・公益社団法人
- ・公益財団法人
- ・地域協議会
- ・民間企業 ほか

1 農福連携支援事業 (交付率：定額)
作業の効率化や生産物の品質向上等、農福連携を持続するための取組及びユニバーサル農園の導入に必要な経費を支援。



2 整備事業 (農福連携型) (交付率：1/2以内)
障害者や生活困窮者の雇用・就労、高齢者の生きがいづくりやリハビリを目的とした農林水産物生産施設 (農園の整備を含む)、農林水産物加工販売施設、休憩所、衛生施設等の整備を支援。



農福に取り組む事業実施主体へ支援

単位：万円

事業名	初年度	2年目	交付率	備考
農福連携支援事業	150	150	定額	該当する場合初年度に加算 該当する場合に適用
分業体制構築または作業マニュアルの作成	40	-		
整備事業 (農福連携型) の経営支援と併せ行う場合	300	300		
整備事業 (農福連携型)			1/2	1/2または上限額の小さい方を適用
簡易整備		200		
介護・機能維持		400		
高度経営	1,000			
経営支援	2,500			

農泊推進型の活用事例

- 一般社団法人 ^{たいき}大紀町地域活性化協議会(三重県大紀町)
- 協議会内に、「民泊部会」「体験部会」「観光部会」「特産品部会」を設け、農泊をビジネスとして受入体制を整備。
 - 協議会がワンストップ窓口となって町内の民宿や体験プログラムを手配。
 - 持続的に収益を確保し、農泊事業を継続するために、令和2年に法人化。
 - 令和5年より大紀町役場の外郭団体として、さらなる観光振興を推進。

【特徴的な取組】

- Webサイト・看板・パンフレット等の多言語化
- 地域の農林水産物を使った食のメニューとして、郷土料理「へか煮」やアユ料理等を開発
- 新たな体験プログラムとして、Taki E-bike Tourの開発
- 古民家等を活用した体験民宿等の開業支援
- 専門家の招聘による勉強会を通じた人材育成

交付金を活用してインバウンドの受け入れ体制を整備し、ワンストップ窓口を設けて、インバウンド向けの各種商談会への参加や営業活動を積極的に行ったことで、新規の問合せや取引が増加。旅行会社のリピーター率も高く、地域の農林漁業体験民宿では、団体旅行や教育旅行を多く受け入れている。



古民家を活用した「民泊東作塾」の開業支援



新体験プログラム開発事業・林業体験&デイグラ
ンピングモニターツアー



アユツーリズム「伝統漁
法アユのしゃくり体験」
×「アユの郷土料理」



農林漁業体験民
宿PR動画の作成



農福連携型の活用事例

社会福祉法人めひの野園(岐阜県飛騨市)

- 障害者の就労支援を主たる目的として、飛騨地鶏※の生産、食鳥処理、食肉加工、販売までを一貫して実施。
- 飼育部門(年間10,000羽以上の飼育管理、感染症対策、鶏舎の保全、鶏舎周辺の除草作業等)や加工部門(毛抜き、焼き鳥の串打ち、計量、包装等)において、20人以上の障害者が作業に従事。
- 障害特性に配慮し、細分化した作業から「出来ること、得意なこと、好きなこと」に着眼し、一人ひとりの強みや能力を活かし、達成感や自己肯定感が高まるように作業を割り当て。

※飛騨市が畜産振興及び地域振興を目的に開発した地鶏

【特徴的な取組】

- 季節に応じた飼育管理をマニュアル化
- 新たに食鳥処理を行う施設と機材を整備し、処理コストの削減及び処理羽数を増加
- 食鳥処理及び食肉加工技術を習得
- 焼き鳥の串セットや飛騨市特産のえごまを使用した「鶏ちゃん」は、飛騨市ふるさと納税返礼品に採用され、リピーターによる注文が増加

交付金を活用し、飼育羽数、食鳥処理数、食肉加工量を増加させることで、障害者の就労機会を創設し、処理コスト削減、商品開発、販路拡大を進め、売上の向上を図り、障害者の工賃向上と雇用を創出している。



食鳥処理施設を整備



焼き鳥の串打ち作業



鶏ちゃんなどに加工

(3) 多面的機能の発揮の促進

<多面的機能支払交付金>

- 地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。
 - ① 農地維持支払：地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援
 - ② 資源向上支払：地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援

<田んぼダム（流域治水）>

- 「流域治水プロジェクト」に位置付けられている「田んぼダム」について、要件を満たす場合、資源向上支払（共同）の単価が加算されます。

多面的機能支払交付金取組状況(令和4年度実施状況)

県名	市町村数	多面的機能支払								
		農地維持支払			資源向上支払(共同)			資源向上支払(長寿命化)		
		取組市町村数	組織数	実施面積	取組市町村数	組織数	実施面積	取組市町村数	組織数	実施面積
岐阜県	42	38	594	25,049ha	37	500	23,825ha	32	411	19,223ha
愛知県	54	42	394	33,679ha	41	331	29,691ha	32	216	22,949ha
三重県	29	27	666	27,471ha	26	508	22,468ha	19	141	9,044ha
合計	125	107	1,654	86,199ha	104	1,339	75,984ha	83	768	51,216ha

田んぼダムを推進する活動への支援



加算単価
400円/10a

写真提供元：国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、新潟市

多面的機能支払交付金

農地維持支払

地域資源の基礎的な保全活動



水路の泥上げ

- ・水路の泥上げ
- ・法面の草刈り
- ・農道の路面維持 等

田：3,000円/10a
畑：2,000円/10a

資源向上支払（共同）

地域資源の質的向上を図る共同活動



植栽活動

- ・植栽活動
- ・生き物調査
- ・施設の軽微な補修 等

田：2,400円/10a
畑：1,440円/10a

資源向上支払（長寿命化）

施設の長寿命化のための活動を支援



コンクリート水路の更新

- ・摩耗した水路壁への表面被覆材の塗布
- ・コンクリート水路の更新 等

田：4,400円/10a
畑：2,000円/10a

多面的機能支払交付金の活用事例

岐阜県安八町 あんぱち環境保全広域組織

- ・平成19年度に活動を開始し、令和元年度に町内の全ての未実施地区を取り込み、活動面積約787haの広域活動組織化
- ・農業者以外の地域住民も参加し、用排水路の草刈りや泥上げ、景観作物の栽培、外来種であるスクミリングガイ（ジャンボタニシ）の駆除等を実施

多面的機能支払交付金 取組面積	786.22 ha (田608.85 ha、畑177.37 ha)
対象施設	水路 390.0 km、農道 309.0 km
活動開始年度	令和元年度
構成員	農業者、農業者以外、自治会、女性会、子供会、 土地改良区、JA、学校・PTA

※令和3年度実績



花街道の整備状況



水路のジャンボタニシ駆除状況

「田んぼダム」の実施事例

せいかん
三重県松阪市 清音SHKクラブ

- ・多面的機能支払交付金の活動として、草刈りや水路の泥上げ、活動PRのための看板設置及び景観形成としてツツジの植栽等を実施
- ・活動地区内で床上浸水が発生したため、「田んぼダム」を実施
- ・大規模な「田んぼダム」の実施は三重県内初で、櫛田川流域の約26.58haで実施

多面的機能支払交付金 取組面積	58.07 ha (田53.15 ha、畑 4.92 ha)
「田んぼダム」実施面積	26.58ha (多面的機能支払交付金取組面積の内数)
対象施設	水路 10.3 km、農道 4.3 km
活動開始年度	平成19年度
構成員	農業者、営農組合、自治会、土地改良区、JA

※令和4年度実績



活動PRの看板状況



「田んぼダム」取組状況

(4) 鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進

○ 鳥獣被害は直接的な農作物被害のほか、営農意欲の減退や生活環境の悪化等、農村における深刻な課題となっていることから、鳥獣被害の防止やジビエ利活用の促進に係る取組等を支援します。

- ・ 地域ぐるみで行う野生鳥獣の被害防止対策を支援
- ・ 捕獲した鳥獣を地域資源として有効活用する取組を支援

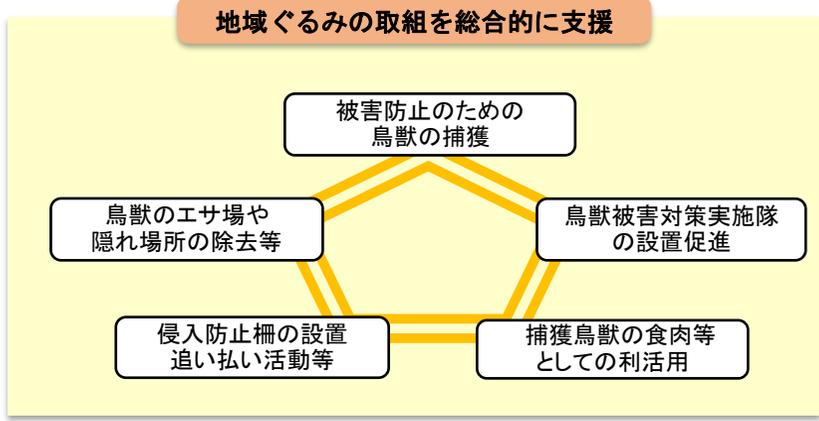
鳥獣被害に対する地域ぐるみの取組支援

- ・ 鳥獣被害対策実施隊の設置・体制構築を支援
- ・ 地域の捕獲人材の確保・技術向上の推進を支援
- ・ 有害捕獲による捕獲活動経費を支援
- ・ 鳥獣の侵入を防ぐための侵入防止柵の設置を支援
- ・ 農村集落に鳥獣を寄せ付けない環境整備を支援
- ・ ICT等の新技術を活用した効率的な被害対策を支援

協議会等の取組へ支援

総合支援事業 (推進事業)	推進体制の整備、実施隊体制強化、捕獲サポート体制の構築、生息環境管理等に要する経費を支援	定額、1/2
総合支援事業 (整備事業)	侵入防止柵、焼却施設、捕獲技術高度化施設等に要する経費を支援	定額、1/2
緊急捕獲活動 支援事業	有害鳥獣の捕獲活動、埋設作業・運搬等に要する経費を支援	定額

< 鳥獣被害対策実施隊の活動例 >



ジビエ利活用拡大に向けた取組支援

- ・ 捕獲鳥獣を有効活用する施設整備を支援
- ・ 処理加工施設の衛生管理向上や販路拡大に向けた取組を支援
- ・ ペットフード商品の開発に向けた取組を支援
- ・ 担い手確保・育成のために実施する処理加工技術等の研修を支援
- ・ 在庫管理などの情報管理を効率化するICTシステムの導入を支援

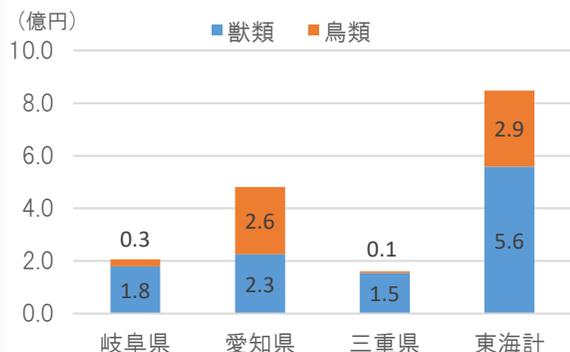
協議会等の取組へ支援

総合支援事業 (推進事業)	販売拡大支援、食肉利用等施設の人材育成等に要する経費を支援	定額、1/2
総合支援事業 (整備事業)	食肉利用等施設に要する経費を支援	1/2

東海地域の農作物被害金額の現状

令和4年度の被害金額は8.5億円で、その内訳は獣類5.6億円、鳥類2.9億円。

被害は、シカ、イノシシ、サルによるものが大半であるが、愛知県では鳥類(カラス)による被害が多いことも特徴。



※ラウンドの関係で合計が一致しない場合がある。

国産ジビエ認証制度

ジビエの食肉処理施設の自主的な衛生管理等を推進するとともに、より安全なジビエの提供と消費者のジビエに対する安心の確保を図るため、平成30年5月に「国産ジビエ認証制度」を制定。

【認証基準】

- 厚労省ガイドラインに基づく衛生管理の遵守
- 規定されたカットチャートの遵守
- 規定された表示ラベル記載事項の遵守
- 出荷する製品のトレーサビリティの確保

【認証機関】

(一社) 日本ジビエ振興協会

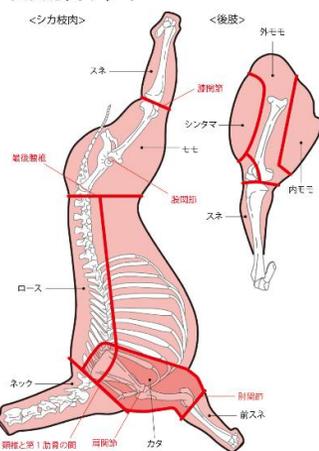
【認証マーク】

認証機関への使用許諾申請により、認証マークを使用することが可能。

【認証のメリット】

- 取引先からの信頼獲得
- 認証マークで商品を差別化
- 全国一律の認証基準で、全国的な取引には特に有利

シカのカットチャート



国産ジビエ
認証

国産ジビエ認証マーク

鳥獣被害対策の取組事例【ICT活用】

三重県伊賀市

＜ICTを用いた効率的な捕獲・管理＞

団体名：阿波地域住民自治協議会

農地周辺に出没する鳥獣を確実に捕獲するため、平成26年度から県試験場等と連携し、檻に侵入した獣をスマートフォン等を用いて遠隔捕獲できるICT技術を導入することにより、サルやシカによる被害を軽減。平成30年度から、地域住民と産学官が共同で活動する（一社）獣害対策先進技術管理組合を設立し、本対策の普及や柵の設置、追い払い活動等を継続。

一対策の効果一

	事業実施前 (H25年度)	事業実施後 (R3年度)
被害箇所数	21か所	被害なし
被害金額	32万円	被害なし

※阿波地域を対象とし、代表ポイントとして子延集落で被害調査を実施したが、令和4年度以降、被害調査が行われていないためデータなし。



鳥獣被害対策の取組事例【人材確保】

岐阜県揖斐川町

＜ジビエに適した捕獲技術の普及と捕獲者の育成＞

団体名：株式会社キサラエフアールカンパニーズ

鳥獣による農作物等への被害増加や地域住民から捕獲による被害対策の要望を背景に、飲食店の運営などを手掛ける同社は、地域貢献のため社員が狩猟免許を取得し捕獲活動を開始するとともに、平成25年度から捕獲した鳥獣をジビエ利用する活動を展開。ジビエに適した個体を確保するため、罠による捕獲方法を指導することにより、食肉処理施設への搬入頭数が増加。

【処理施設への搬入頭数（シカ、イノシシ）】

事業実施前(H25年度)→120頭
事業実施後(R5年度)→690頭

